

《論 説》

ドイツ民法典の起草者・補助者とライヒ司法部

小 野 秀 誠

- I はじめに
 - 1 序
 - 2 準備委員会
- II 民法典制定の第一委員会
 - 1 第一委員会の委員
 - 2 第一委員会の起草補助者
- III 民法典制定の第二委員会
 - 1 ライヒ司法部と第二委員会
 - 2 ライヒ司法部と司法省
 - 3 民法典制定前後の社会と法曹
- IV むすび
 - 1 ライヒの終焉と起草補助者
 - 2 ライヒ司法部の欠点と現代への影響
 - 3 現代までの変遷

I はじめに

1 序

(1) (a) ドイツ民法典の起草は、19世紀の後半の立法作業であり、ドイツ諸国にとっては、自然法の時代以来の2度目の編纂事業であった。かつて、プロイセンのALRは1794年に、またオーストリアのABGBは1814年に施行され

た。これによって、ドイツの立法状況は4分され、中央部の普通法と東部のALR、自然法的な立法であるライン左岸のコード・シヴィルとABGBの領域となったのである。

もっとも、この状況は、領邦ごとに法が明確に区分されたことを意味しない。普通法の影響は大きく、ALR, ABGBの解釈には、19世紀の進展とともにパンデクテン法学の影響が増大した。また、各領邦の境界は複雑であり、領邦をまたぐ取引には普通法が用いられたことから、実務的には、普通法の意義はより大きかったのである。見かけ上のALR, ABGBの大きさに幻惑されてはならない。

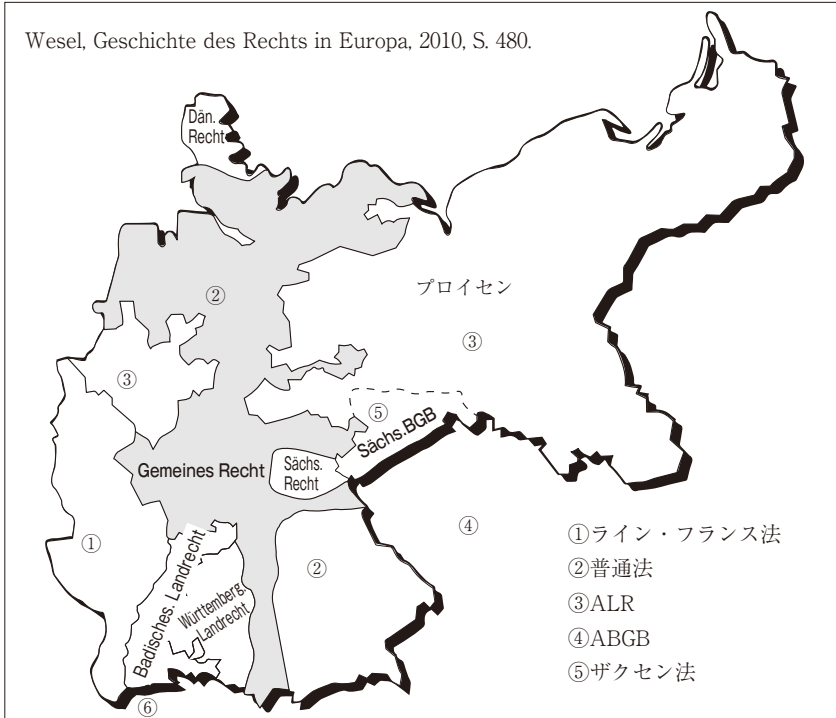
しかし、普通法の意義は、新たな立法作業の必要性を否定するものではない。普通法の立法化に先立ち、19世紀には、一部のラントの法典編纂作業も行われ（1865年のザクセン民法典や、バイエルンの民法典草案など）、1815年のドイツ連邦全体でも、ドレスデン草案（1861年）や、普通商法典（1865年、ADHGB）などの編纂事業が行われていた。普通法そのものの編纂化の時期が到来していたのである。そこで、法典編纂は、ドイツにとっては、必ずしも未知の作業というわけではなかった。その意味では、ほぼ同一時に行われた日本の法典編纂事業とは異なる。日本の法典編纂事業は、近代法に関してはほぼゼロからの出発だったからである。

(b) ただし、ドイツでも、法典編纂作業に、なんら問題がなかったわけではない。それは、1871年の統一から時期ごとに、新しい必要性が生じたことである。まず、統一によって、新たな連邦法の必要性が生じた。連邦法の制定は、古く1815年のドイツ連邦や1867年の北ドイツ連邦の時代にもあったが（普通商法典やドレスデン草案）、分裂の時代には、必ずしも不可欠のものではなかった。統一の経済的基礎となった1833年の関税同盟では、関税同盟条約が締結されたが、これは諸国の主権を妨げるものではなかった。そして、ひとしく連邦といっても、その結合の程度や構成国の権限や比重は異なっていたのである（図3参照）。

また、連邦制に特有の問題もあった。統一直後は、商法と債権法の統一だけが目的とされたが、連邦の権限が拡大されると、民法の全領域の統一という必要性が生じた。これにより、比較的諸ラントに均一な債権法を超えて、各ラン

トの調整を図る必要性が増大したのである。物権法や家族法の相違は、地域によってなお大きかったからである。立法担当者には、いっそうの作業が課せられることとなった。

民法典施行（1900年）時のドイツ諸地域の法の分裂



（⑥バーデン民法典は、Code civilをモデルとするから、①と類似する。⑤ザクセン法は、普通法の明文化である） 詳細な図は、vgl.Deutsche Rechts- und Gerichtskarte, mit einem Orientierungsheft neu hrsg. und mit einer Einleitung versehen von D. Klippel, 1896 (Neud.1996).

その結果、1870年代以降に法典を整備するという点では、日本とも共通する課題をおうことになった。起草のタイミングが重複しているという点においては、個別の法典の内容や形式だけではなく、立法作業全体がモデルとしやすいか

たのである。大法典だけではなく、裁判所構成法などでもそうであり、施行時期は、日本とそう変わらない（ドイツで 1877 年制定、施行は1879年、日本で 1890 年制定、施行）。そこで、ドイツ民法の草案を参照したとはいえ、日本の民法は、ドイツ民法（1900年）にわずかに先駆けて施行されてもいる（1898年）。

他の類似点もある。日本法では、民法典論争において、自然法的法典と歴史法学に立脚する法典の選択と調整が行われたが、ドイツ民法典は、もっぱら歴史法学の産物とされた。しかし、統一から除外されたオーストリアでは自然法的なABGBが残されたことから、その解釈に、パンデクテン法学の方法がしだいに取り入れられたのである。自然法的法典のパンデクテン解釈である。そして、19世紀には、ALRについても、そのパンデクテン解釈が行われた。法典解釈の多様性は克服されたわけではない。同一言語の法制間の解釈の影響は、日本のような異言語の場合の比ではない。ABGBへの影響は、今日まで継続している。

(2) ドイツ民法の立法作業を遂行するために、プロセスごとに委員会が設けられ、その作業内容は、しだいに細密化された。その結果、起草者だけではなく、多くの起草補助者が必要となった。主要な起草者については、比較的知られているところが多いが、その補助者については、あまり知られていないことが多い。本稿は、彼らを対象とする検討を行う。彼らは、たんに起草補助をしただけではなく、第一委員会の起草補助者が、第二委員会の起草委員となったり、のちの時代に、ライヒ大審院の裁判官や院長となったりして、のちの司法や立法で積極的な活動を行っている。ワイマール共和国の時代のライヒ司法省の地位を先取りしている点が重要である。ライヒ司法省は、現在の連邦司法省の前身だからである。もっとも、その人選には偏りがあり、帝政時代の官房学的官僚の法律家を中心としており、社会の多様な層を代表するものではなかった。その欠陥は、ワイマール時代の末に露呈することになる。本稿では、歴史的な推移のほか、その欠陥のもたらした現代への影響と司法の現状（おもに裁判官の構成）についても簡単にふれる。

これらの起草補助者や起草委員が依拠したのは、帝政期のライヒ司法部である。帝政時代でも、ドイツは連邦国家であるから、ライヒ（連邦に相当）の司

法は、ライヒ大審院と植民地の司法行政のみを対象とした。ラントの司法行政は、各ラントの司法省が行ったのである（OLG・高裁以下はラントの組織である）。ライヒの段階でも、当初、司法部は、たんにライヒを構成する諸ラントの利害を調整するだけであった。ライヒの法律の起草も、基本的にプロイセンの各省が行い、連邦参議院を通じて、他のラントと調整が行われた。ライヒ司法部は、首相府の一部局にすぎない。官吏の経歴でも、プロイセンが格上であった。日本の初期の明治政府と同じく、中央政府の官吏は、藩から派遣されていたのである。

しかし、ライヒの権威が高まるとともに、司法部の権威も高まり、第一草案の段階では、各ラントの代表が委員となり、司法部からは補助者を出していたのが、司法部がみずから委員を出し、イニシアティブをとるようになったのである。そして、帝政崩壊後、ワイマル共和国では、司法部はライヒ司法省となり、ライヒの司法を独占するようになる。さらに、ナチスの時代には、ライヒの権威が各ラントを上回り、最大の領邦であるプロイセンをも圧倒するにいたる。決定的になったのは、プロイセン・ショック事件であり、それによってワイマル共和国は終焉を迎えた。そこで、統一直後は、ライヒ司法部よりも実質的に上のキャリアであったプロイセン司法省の人事はしだいに逆転し、ライヒ司法省の下に位置づけられるのである。

(3) 以下では、ドイツ民法典の起草者あるいは起草補助者としては、起草にいたる段階ごとに検討する¹⁾。

まず、民法典制定の準備委員会の関係者（2 参照）がいるが、これは、商法学者のL.ゴルトシュミットのほかに、裁判官である。また、ゴルトシュミットも、北ドイツ連邦の連邦上級商事裁判所（ライプツヒ）の裁判官の経験者

1) ドイツ民法典の制定過程については、第一草案の序文や第二草案のプロトコレ（Protokolle）の序文による検討をしたことがある（【法実務家】106頁）。各委員会の関係や経過、起草者あるいは起草補助者の関係についても、これに詳しい。若干の拙著は、以下のように略する。【大学】大学と法曹養成制度〔2001年〕、【法学上の発見】法学上の発見と民法〔2016年〕、【法実務家】ドイツ法学と法実務家〔2017年〕、【歴史】大学と法律家の歴史〔2020年〕、【変容】亡命法学者と法の変容〔2022年〕。

第一草案の公表までのおもなプロセス

1874.6.23	— 9.17 —	———— 1881.10 ————	———— 1887.9.30 —	1888.1.31
委任	予備草案の起草者	全体委員会	個別草案の完成	第一草案の公表

である。すなわち、大半は実務家だったのである。教授法 (Professorenrecht) の伝統の長いドイツの立法の中でも、実務家の地位の重要なことを示している。これは、のちのドイツ民法典が必ずしも概念法学の産物ではなかったことの証左ともなる。なお、裁判官や司法部の役人は、ほぼ年齢とキャリアによって昇進したから、その経歴には類似した者が多い。法学者の場合ほど多彩な経歴はみられない。あまり立ち入る必要はないであろう。

ついで、第一委員会は、各ラントの代表からなることから、準備委員会よりも、委員の数は増える (II 1参照)。しかし、その場合でも、実務家が大半であることは、準備委員会の場合と異ならない。

また、第一委員会の補助員がいる (II 2参照)。彼らの多くはのちにライヒ司法部の高官となった。すべてが実務家である。ライヒ大審院の判事や院長となったものも多い。

さらに、第二委員会の委員がいる (III 参照)。

2 準備委員会 (Vorkommission)

民法典制定の準備委員会の委員は以下ののべ6人であった。

- ① Preussen (Meyer, Appellationsgericht Paderborn →)
von Schelling 高裁長官 (Appellationsgericht Halberstadt), ベルリン高裁 副長官
- ② Baden L.Goldschmidt ライヒ上級商事裁判所判事 Reichs-Oberhandlsgericht、
学者
- ③ Bayern von Neumayr ミュンヘン高裁長官 Ober-Appellationsgericht
- ④ Sachsen von Weber ドレスデン高裁長官 Ober-Appellationsgericht
- ⑤ Württemberg von Kübel シュトゥットガルト高裁長官 Obertribunal

(1) L.ゴールトシュミット (Levin Goldschmidt, 1829.5.30-1897.7.16) については、【法学上の発見】125頁参照。主要な経歴は、ベルリン大学の教授である。グナイストと並び、ビスマルクの信任厚いユダヤ系法学者である。

(2) シェリング (Hermann von Schelling, 1824.4.19-1908.11.15) については、プロイセン上級裁判所に関連してふれた。【法実務家】168頁。準備委員会の委員。哲学者のシェリングの息子である。シェリングの前任のマイヤーは、パダーボルンの高裁長官であったが、病気のため、1874年3月19日、連邦参議院によって交代された。(§ 130, § 174 BR-Protokolle, Jakobs und Schubert, Die Beratung des BGB 1978, S.163 Anm. 4)

(3) ノイマイール (Ludwig Ritter von Neumayr, 1810.3.21-1895.3.4) は、1810年に、ミュンヘンで生まれた。父は、國務顧問官 Clement Ritter von Neumayr であった。法律学を学び、1835年に、ミュンヘンの控訴裁判所の試補となった。1845年に、Neuburg のSchwaben控訴裁判所の判事、1851年に、政府顧問官、1860年に、上バイエルンの控訴裁判所の長官、1868年に、ミュンヘンの上級控訴裁判所の長官。1870年に、ライヒ参議院、1871年に連邦参議院、1884年に、バイエルンの最高ラント裁判所の長官。BGB の予備委員会の委員となった。1895年に、ミュンヘンで亡くなった²⁾。

(4) ウェーバー (Anton von Weber, 1817-1888.2.8) は、1817年にドレスデン(?) で生まれた。プロテスタントであった。父は、宗務局長官 (Dr. Karl Gottlob von Weber) であった。ライプツヒ、ベルリンの各大学で法律学を学び、ザクセンで司法職についた。ドレスデン控訴裁判所長官、1871年に、ドレスデンの上級控訴裁判所長官。BGB 制定の準備委員会の委員、第一委員会の委員となった。1888年にベルリンで亡くなった³⁾。

2) Die Beratung des BGB 1978, S. 71. (Jakobs und Schubert (hrsg.), Die Beratung des BGB in systematischer Zusammenstellung der unveröffentlichten Quellen, Materialien zur Entstehungsgeschichte des BGB - Einführung, Biographien, Materialien-, 1978は、Die Beratung des BGB 1978と略する。Allgemeiner Teil, 1985; Recht der Schuldverhältnisse I, 1978と続く。

3) Die Beratung des BGB 1978, S. 86.

(5) キューベル (Franz (Philipp Friedrich) von Kübel, 1819.8.19-1884.1.4) は、1819年に、チュービンゲンで生まれた。父は、上級司法官であった。法学を学び、20歳で第一次国家試験に合格。1840年に、チュービンゲン大学で学位をえた (De dotis fructibus soluto matrimonio dividendis, 1841)。1841年に、第二次国家試験に合格し、Hallで、裁判所書記 (Gerichtsakturar) となった (試補であろう)。1846年に、シュトットガルト近郊のEsslingen の郡裁判所の裁判官、1848年に、上級アセソール。同年、ヴェルテンベルクの上級裁判所の裁判官 (シュトットガルト)。ヴェルテンベルクの検事長や夫婦裁判所の裁判官もした。1852年に、Esslingenの郡裁判所の上席裁判官 (のちUlm)、1861年に、上級裁判所の裁判官。1871年に、上級裁判所の部長、ラントの上級商事裁判所の裁判官。1877年に、上級裁判所の副長官。1879年には、民法起草作業を理由として、ライヒ大審院の部長の地位を拒否したことから、またヴェルテンベルクの上級裁判所の副長官となった。雑誌 *Monatsschrift für die Justizpflege* や *Württembergisches Archiv für Recht und Rechtsverwaltung* の編者となる。ヴェルテンベルクの裁判雑誌 *Württembergisches Gerichtsblatt* を創刊した。

1863年から1866年の間、ドレスデン委員会の債務法草案の主報告者となった (ドイツ連邦の起草作業)。1874年に、ヴェルテンベルク政府の代表として、民法起草の準備委員会の委員となる (連邦参議院)。さらに、1874年に、第一委員会の委員となり、債務法の起草委員となった。1884年に、ベルリンで亡くなった⁴⁾。債務法の起草を担当したことから、その死亡後、彼も携わったドレスデン草案 (1865年、債務法のみ) が、ドイツ民法典債務法の原案となった。ドレスデン草案は、スイス債務法のモデルともなった。同じドイツ連邦 (1815年) の立法でも、普通商法典 (ADHGB, 1861年) とは異なり、法典とはならなかったが、パンデクテン法学の技術の到達点を示すものであったといえよう。

Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuches für das deutsche Reich, 1882.

Handbuch des württembergischen Erbrechts, (Stein, A. H. の創刊), (Kübel による改定), 3. A. 1860, 5. A. 1881.

4) Die Beratung des BGB 1978, S. 75; NDB 13, 171f.; DBE 6, 139. 【法実務家】 36頁。

II 民法典制定の第一委員会

1 第一委員会の委員

第一委員会の委員は、ラントごとに、以下のとおりであった。委員には、若干の変遷がある。高齢者が多く、死亡する者も出たからである。専門についても、ふれる。出身のラントごとに法制も専門も異なる委員のバランスが考慮されたからである⁵⁾。ラントの利害のみを代表するのではなく、法域と担当分野をも代表している点が興味深い。第一委員会は、主として連邦参議院の産物であり、プロイセンのヘゲモニーの下で運営された。ライヒ司法部の関与は、ごく限定的である。

① Preussen	Pape	ライヒ上級商事裁判所長官	ALR	◎委員長
	Johow	ベルリン高裁判事	ALR	(物権法)

5) 【法実務家】11頁。なお、パーベには、フンボルト財団では、初代の Werner Heisenberg (1953-1975) から7代目の理事長であるパーベ (Hans-Christian Pape, 1956.4.14-) がいる。同財団の理事長には、理工系の学者が就任するのが通例である。

同人は、1956年に、ノルトライン・ヴェストファーレンの Bad Oeynhausen で生まれた。神経生理学 (Neurophysiologie) 者である。ボーフム大学で、生物学を学び、学位を取得後、ニューヨーク Stony Brook大学と、イエール大学で研究員。1992年に、ボーフム大学の Ulf Eyselの下で生理学でハビリタチオンを取得した。1994年から、マグデブルク大学の生理学教授。2004年から、ミュンスター大学の神経生理学教授。2018年に、フンボルト財団の理事長となった。行為の神経生理学的な基礎、恐怖や恐怖感情の分子的基礎、睡眠と覚醒の調節などを研究している。ドイツ学術財団 (Deutsche Forschungsgemeinschaft (1999-2005) 理事、学術会議 (Wissenschaftsrat, 2011-2017) 委員などをしてしている。Gottfried-Wilhelm-Leibniz 賞 (1999), Max-Planck-Forschungspreis (2007, ロンドン大学の Raymond Dolanと共同) などをうけている。Vgl. Alexander von Humboldt-Stiftung. 2018.6.9; Deutsches Ärzteblatt vom 4. Mai 2007. 縁戚関係は、明確ではない。

	Kurlbaum	プロイセン司法省参事官	ALR
	Planck	Celle 高裁判事	普通法(親族法)
	Derscheid	Colmar高裁判事	ライン・フランス法
② Baden	Windscheid	Uni Heidelberg (1871-74) → Uni Leipzig	普通法
		(1883年秋に辞任。後任なし、委員長の Pape が2 票もつことになった)	
	Gebhard	バーデン司法省局長 Karlsruhe	ライン・フランス法 (総則)
③ Bayern	von Roth	Uni München	ゲルマン法
	von Schmitt	バイエルン司法省参事官	普通法(相続法)
④ Sachsen	von Weber	Dresden 高裁判事	ザクセン法
		(1888 年に死亡、ドレスデン高裁判事Rüger 後任)	
⑤ Württemberg	von Kübel	Stuttgart 高裁判事	普通法(債権法)
		(1884 年に死亡、後任は、Mandry普通法)	

(1) (a) パーペ (Heinrich Eduard von Pape, 1816.9.13-1888.9.10) については、【法実務家】30頁。北ドイツ連邦の連邦上級商事裁判所およびその後継であるビスマルク帝国のライヒ上級商事裁判所の長官をした。BGB制定の委員長となる前に、北ドイツ連邦の普通ドイツ商法典の編纂委員にもなっている(プロイセンの枢密司法顧問官の資格であった)。

(b) ライヒ大審院判事のパーペ (Karl Eduard Pape, 1836.5.17-?) は、別人で、1836年にケルンで生まれ、1859年に任官した。1869年に、平和裁判官=治安判事となり、1874年に、ラント裁判官、1876年に、ラント上席裁判官。1882年に、高裁裁判官となり、1893年に、ライヒ大審院裁判官となった。1896年に、引退した (Lobe, Fünfzig Jahre Reichsgericht, 1929, S.362)。

(c) パーペには、古くは、Johann Hermann Franz von Pape (1717.4.18-1793.6.17) がいる。父は、ヴェルツブルクの宮廷顧問官、都市の法律顧問などをした。ヴェルツブルク大学で法律学を学び、1740年に、帝室裁判所の試補、コブレンツで、下ライン法域の法律顧問、1751年に、マインツ司教領の名誉官

廷顧問官、1756年に、ヴェッツラーで、ブルグンド法域の帝室裁判所の試補、1773年に、男爵、帝国騎士となったが⁵（Papiusと改名）、1774年に、2万3400グレンの収賄事件が発覚して、Fritzlarに追放された。

(2) ヨホー（Reinhold Heinrich Sigismund Johow, 1823.5.30-1904.1.12）は、1823年に、ベルリンで生まれた。プロテスタントであった。1845年に、プロイセンの研修生、1847年に、宮廷裁判所の修習生、1849年に、ベルリンの控訴裁判所の試補、1850年に、Kyritzの地区裁判官、1857年に、Hechingenの地区裁判所の検察官、1860年に、ポーゼンの控訴裁判所の判事、1868年に、ベルリンの宮廷裁判所判事、1869年に、プロイセン上級控訴裁判所判事。1904年に、ベルリンで亡くなった。BGBの制定の第一委員会の委員となった⁶。

Preußisch-hohenzollernsches Handbüchlein für Jedermann, 1858.

Die preußische Konkursordnung, 1869.

Zur Lehre von den Rechten des Pfandgläubigers an den Früchten der verpfändeten Sache, 1871.

(3) クールバウム（Karl Dietrich Adolf Kurlbaum, 1829-1906.11.25）は、1829年に生まれた。プロテスタントであった。1850年から、プロイセンの司法職、1859年に、マゲデブルクの控訴裁判所の試補、同年、マゲデブルクの都市裁判官、地区裁判官となる。1864年に、上級地区裁判官、1869年に、ハムの控訴裁判所判事、1872年に、枢密顧問官、司法部の上申官となった。1875年に、上級枢密顧問官、1889年に、シュテッチンの高裁長官。1906年に、シュテッチンで亡くなった。BGB制定の第一委員会の委員として著名である⁷。

Kritische Bemerkungen zu dem Entwurf eines Gesetzes über das Vormundschaftswesen nebst Erläuterungen, 1870.

Die Vormundschaftsordnung vom 5. Juli 1875 (hrsg.), 13. A. 1876.

(4) (a) プランク（Gottlieb Karl Georg Planck, 1824.6.24-1910.5.20）については、BGBの制定に関連してふれた。【法実務家】32頁。

6) Die Beratung des BGB 1978, S. 74.

7) Die Beratung des BGB, S. 77f.

(b) Johann Julius Wilhelm von Planck (1817.4.22-1900.9.14) は、別人である。彼は、コンメンタールで著名である。1817年に、ゲッチンゲンで生まれ、父は、ギムナジウムの神学教授であった。1834年から、イエナ、ゲッチンゲンの両大学で法律学を学び、1837年に、学位をえた (De legitimatione ad causam, 1837)。1839年に、ハビリタチオンを取得 (Continentia causae, 1839)。1841年に、判決団の修習生、1842年に、バーゼル大学の正教授。1845年に、グライフスヴァルト大学教授。1848年に、グライフスヴァルトの上級控訴裁判官、1850年に、キール大学教授、リューバックの上級控訴裁判官を兼任した。1856年に、キール大学の学長、1867年に、ミュンヘン大学教授。1872年には、学長もした。専門は、訴訟法、法史である。多数の訴訟法の著作がある。

Die Mehrheit der Rechtsstreitigkeiten im Prozessrecht, 1844.

Die Lehre vom Beweisurteil, 1848.

Systematische Darstellung des deutschen Strafverfahrens auf Grundlage der neueren Strafprozessordnung seit 1848, 1857.

Das deutsche Gerichtsverfahren des Mittelalters, 1879.

Lehrbuch des deutschen Zivilprozessrechts, 1887f.

(Vgl. Catalogus professorum Göttingensium 1962, 68; Stintzing/Landsberg, Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft Abt. 3, Halbband 2 Noten 1910, 247; Niedersächsische Juristen 2003, 399).

(5) デルシャイト (Gustav Theodor Friedrich Derscheid, 1827.8.14- 1890以降) は、1827年に、トリアーで生まれた。プロテスタントであった。父は、トリアーの政府秘書官 (Wilhelm Derscheid) であった。ボン、ベルリンの各大学で法律学を学んだ。1847年に、第一次国家試験に合格、Auskultator 試験、1850年にケルン高裁でReferendar試験に合格した。1854年に、ベルリン大学で、大国家試験に合格 (große Staatsprüfung)、トリアーのラント地裁で試補 Assessor になった。1857年に、Wittlichの平和裁判官 (Friedensrichter)、1869年に、ザールブリュッケンのラント裁判官になった。1871年に、Colmarの控訴裁判所判事となった。1874年に、Colmarのラント地裁、高裁の所長となった。BGB 制定の第一委員会の委員となった。1879年に、ライヒ大審院の判事、

1890年に引退した。死亡年は明確ではなく、1890年以降である⁸⁾。

(6) ヴイントシャイトについては、【法学上の発見】46頁。著名なパンデクテン法学者であり、バーデン王国推薦の委員であったが、じきにザクセン王国のライプチヒ大学に転じた。彼の帰属先のことは考慮されなかったから、彼がたんなる地域の代表でないことは明らかである。できあがった民法典の体系は、彼のパンデクテン・テキストに忠実であり、小ヴィントシャイトともいわれた。

(7) ゲーブハルト (Albert Gebhard, 1832.1.3- 1907.10.23) は、1832年に、シュヴァルツバルトの Lahr で生まれた。1849年から、チュービンゲン、ゲッチンゲン、ハイデルベルクの各大学で法律学を学んだ。1854年に、ハイデルベルク大学で学位をえた。1853年に、第一次国家試験、1856年に、第二次国家試験に合格。1862年に、税関管理部で財務の試補をした。1864年に、カールスルーエの地区裁判官、1868年に、バーデンの司法省の理事官、局長などを歴任した。1890年に、フライブルク (ブライスガウ) 大学の正教授となった。BGB 制定の第一委員会、1890年の第二委員会の委員もした。1907年にハイデルベルクで亡くなった⁹⁾。

(8) ロート (Paul Rudolf von Roth, 1820.7.11-1892.3.28) については、BGB 制定に関連してふれた。【法実務家】37頁。ミュンヘン大学教授である。数少ない大学教授の代表の1人である。

(9) シュミット (Gottfried Ritter von Schmitt, 1827.9.30-1908.8.25) は、1827年に、下フランケンの Hofheim で生まれた。父は、飲食店の主人であった。ヴェルツブルク大学で法律学を学んだ。1852年に、バイエルンの大国家試験に合格 (成績は、優秀 *ausgezeichnet*)、ヴェルツブルクの地区裁判所、都市裁判所、手形裁判所の試補、アウグスブルクの地区裁判所の秘書官、1858年に、ケンプテンの地区裁判所の試補をして、1862年に、ニュルンベルクの地区裁判官、1863年から69年の間、バイエルンの下院議員、1869年に、控訴裁判所判事、

8) Die Beratung des BGB 1978, S. 72f.

9) Die Beratung des BGB 1978, S. 73f.

1886年に、ニュルンベルクの高裁長官、1891年に、ミュンヘンのラント最高裁判所の長官。1899年に、引退した。1908年に、バンベルク近郊の Ebern で亡くなった。1871年に、民訴法の起草委員会の委員、1874年に、BGB 制定の第一委員会の委員となった¹⁰⁾。

Drei Vorträge über den Entwurf des neuen Zivilprozesses, 1867.

Der Gerichtsvollzieher-Dienst, 1869.

Der bayrische Zivilprozess nach der Zivilprozessordnung, 1870.

(10) ウェーバーとキューベルについては、準備委員会に関連して前述したので省略する。

リューガー (Konrad Wilhelm von Rüger, 1837.10.26-1916.2.20) は、1837年に、ドレスデンで生まれた。プロテスタントであった。父は、軍人・大尉であった。1856年から、ライプツヒ大学で法律学を学び、1860年に、弁護士。1864年に、ライプツヒ大学で学位をえた。ドレスデンの高裁の裁判官となった。1879年に、司法部で上申官。1884年に、ドレスデン市長。1888年に、BGB 制定の第一委員会で委員となった。1895年に、ドレスデン高裁で検事長。1901年に、司法部と財務部の部長 (1910年まで)。第二委員会の委員 (1895年3月まで)。1916年に、ドレスデンで亡くなった¹¹⁾。

(11) マンドリー ((Johann) Gustav (Karl) von Mandry, 1832.1.31-1902.5.30) は、1832年に、上シュワーベンの Waldsee で生まれた。カトリックであった。ハイデルベルク、チュービンゲンの各大学で法律学を学び、1854年に、第一次国家試験、1855年に、第二次国家試験に合格。フランスやイギリスに研究旅行にいった。シュトットガルトの都市裁判所で司法職についた。Waldsee で、裁判所書記官、1860年に、ウルムの郡裁判所の上級試補。1861年に、チュービンゲン大学で、学位なしに正教授となった。1884年に、BGB の制定の第一委員会の委員となった。1885年に、国家裁判所判事、1890年に、BGB 制定の第二委員会の委員。1896年に、ヴェルテンベルクの施行法調査の委員会の長、1899

10) Die Beratung des BGB 1978, S. 85f.

11) Die Beratung des BGB 1978, S. 84, S. 105.

年に、国家顧問官、1901年に、名誉教授になった。ヴェルテンベルクの第一院の議員。1902年に、チュービンゲンで亡くなった。AcP 誌の共同編者をした¹²⁾。【法実務家】 39頁。

Familiengüterrecht mit Ausschluss des ehelichen Güterrechts. Bd.1f. 1871ff.

Erörterungen zum bayrischen Gesetze zum Schutz der Urheberrechte, 1867.

Über Begriff und Wesen des peculiums, 1869.

Württembergisches Privatrecht (Haidlenにより公刊), 1901ff.

2 第一委員会の起草補助者

さらに、第一委員会の起草の補助員がいる。彼らの多くは、のちにライヒ司法部の高官、高裁の裁判官、ライヒ大審院裁判官などになった。時期的には、おおむね帝政の末期までに引退している。ワイマール共和国では、ライヒ司法部は、ライヒ司法部に格上げされたが、司法大臣は政治家が就任したから、官僚の活躍する余地は少ない。また、連邦であるライヒの権限が強化されたことから、立法作業に関する連邦参議院のイニシアティブは後退した。

ライヒとラントの関係においては、プロイセンのヘゲモニーの低下があり、ワイマール共和国の末期には、ライヒ（ヒンデンブルク）大統領によるプロイセン首相の解任のような事態も生じた（プロイセン・ショック Preussenschlag）。ライヒとプロイセンの関係は、統一時とはまったく逆転した。すなわち、統一時には、ライヒ司法部の官僚は、プロイセン司法部の高官となって転出していったが、ワイマール共和国の時代には、ライヒ司法部の高官は、プロイセン司法部の経歴を経たのちに就任したのである。もちろん、一般のキャリアのほかにも、政治任用による例外はみられる。戦後は、こうした大統領権能の濫用を防止するために、大統領の権限縮小（象徴化）が行われた。

12) Die Beratung des BGB 1978, S. 78f.; DBE 6 (1997), 586; Lebensbilder zur Geschichte der Tübinger Juristenfakultät, 1977, S. 33 (Lutz Elmar).

起草時における補助者

1.Neubauer	1874.9	-----	→ 1888
2.Achilles	1874.9	-----	→ 1888
3.Boerner	1874.9	-----	→ 1888
4.Struckmann		1877.7 -----	→ 1888
5.Liebe		1877.7 -----	→ 1888
6.Ege		1879.12 -----	→ 1888
7.Braun	1874.10	----- 1877.7	
8.Vogel	1874.11	-----	1883.12 死亡
9.Martini	1875.2	-----	1877.10

(1) ノイバウアー (Wilhelm Konrad Neubauer, 1836.1.6-?) は、1836年に、ベルリンで生まれた。父は、ベルリンの枢密政府顧問官であった。ベルリン大学とハイデルベルク大学で、法律学を学び、1857年に、ベルリンの宮廷裁判所の試補となった。1861年に、ベルリン都市裁判所の試補。1864年に、Alt-Landsberg の郡裁判官の判事となった。1867年に、ベルリンの都市裁判所の判事、1873年に、郡裁判所の判事、1878年に、Goglauの控訴裁判所の判事、1880年に、ハムの高裁判事、1889年に宮廷裁判所判事。1895年に、宮廷裁判所の部長、長官となった。BGB 制定の第一委員会の補助員となった。死亡年は不明である¹³⁾。著作 Erläuterungen zur Grundbuchordnung, 1874がある。

(2) (a) アヒレス (Alexander Georg Achilles, 1833.3.6-1990.10.21) は、1833年に、エルベ河畔の Werben で生まれた。父は商人であった。ヴィッテンベルクのギムナジウムを出て、1853年から、ハレ、ボン、ベルリンの各大学で法律学を学び、1856年に、第一次国家試験に合格、1858年に、第二次国家試験に合格した。エルフルトの郡裁判所とナウムブルクの高裁で修習生をした。1861年に、ナウムブルクの高裁の試補。1867年に、ベルリン都市裁判官、1874年に、ベルリンの上席都市裁判官、1879年に、ラント裁判所判事、1882年にツェレの

13) Die Beratung des BGB 1978, S. 90f.

高裁判事、1891年に、ライヒ大審院判事となった。1895年に引退した。1900年に、ベルリンで亡くなった。1874年に、BGB 制定の第一委員会で、Johow の補助員となった。1890年に、ライヒ政府の委員として、BGB 制定の第二委員会のメンバーとなった¹⁴⁾。

(b) Christian Karl Achilles (1750-1794) は、別人である。ライプチヒ大学で法律学を学び、1771年に学位をえて (Quaestio iuris controversi de nomine in dotem dato, 1771)、弁護士。

(3) ベルナー (Karl Heinrich Börner, 1844.6.20-1921.11.6) は、1844年に、マイセン郡の Wilsdruff で生まれた。カトリックであった。父は、馬具師のマイスターであった。1863年から、ライプチヒ大学で法律学を学び、1867年に、第一次国家試験に合格し、1876年に、ラント裁判所判事、1880年に、ラント裁判所の理事官、1889年に、司法部の上申官となった。ライプチヒ大学から名誉博士号をうけた。BGB 制定の第一委員会の補助員となった。1890年に、BGB 制定の第二委員会でライヒ政府の委員。1895年に、第二委員会の委員となった¹⁵⁾。1898年に、ドレスデンの高裁の長官。1921年に、ドレスデンで亡くなった。

Die Bedeutung des bürgerlichen Gesetzbuchs für die sächsische Gemeindeverwaltung, 1899.

(4) (a) ストルックマン① (Gustav Wilhelm Struckmann, 1796.10.31-1840.3.12)

ストルックマンは、著名な法律家の家系であり、類似の名の者が多数いることから、すこぶるまぎらわしい。

①は、1796年に、オスナブリュックで生まれた。1814年から、ゲッチンゲン大学で、法律学と文化史を学び、1818年に、第一次国家試験に合格、第二次国家試験に合格後、1822年に、オスナブリュックの司法庁で、司法顧問官。1840年に、オスナブリュックで亡くなった。ゲッチンゲン大学から名誉博士号をう

14) Die Beratung des BGB 1978, S. 91f., 1897 Dr. iur. h. c. Univ. Leipzig

15) Die Beratung des BGB 1978, S. 92f.

けた。1826年から、ハノーバー王国の法律雑誌の編者となった¹⁶⁾。

Rechtsfälle aus dem Gebiete des osnabrück'schen Eigentumsrechts, 1836.

(b) ストルックマン② (Gustav Wilhelm Heinrich Struckmann, 1837.1.21-1919.10.28)

②は、1837年に、オスナブリュックで生まれた。父は、司法顧問官①であった。ハイデルベルク、ベルリン、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、1864年に、試補。オスナブリュックで弁護士、1870年に、市の教育長、1875年に、ヒルデスハイムの市長、1909年に、引退した。1919年に、Hildesheimで亡くなった。ゲッチンゲン大学から名誉博士号をうけた¹⁷⁾。

(c) ストルックマン③ (Hermann Carl Sigismund Struckmann, 1839.7.27-1922.12.20)

この③が、ドイツ民法典の起草補助者である。彼は、1839年に、オスナブリュックで生まれた。プロテスタントであった。父は、司法顧問官(① Gustav Wilhelm Heinrich Struckmann)であった。②の弟である。

ハイデルベルク、ベルリン、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、1862年に、第一次国家試験に、1866年に、第二次国家試験に合格し、ハノーバーの上級裁判所やオスナブリュックの区裁判所の補助裁判官。1868年に、エムデン(ニーダーザクセンの北西で、東フリースラントの海ぎわである。Emsの河口)の区裁判所判事。1872年に、上級裁判所の補助判事、1877年に、上級裁判所の判事、1879年に、ラント裁判官。1867年に、プロイセンとオーストリアの戦争で、ハノーバー王国がプロイセンに併合されたことから、1884年に、キールの高裁判事(キールのあるシュレスヴィヒ=ホルシュタインも同時期にプロイセンに併合)。併合地の司法官は多数、プロイセンの司法キャリアに組み込まれた(プランクなども同様)。1890年に、枢密顧問官、上申官、1907年に、引退した。1922年に、ベルリンで亡くなった。BGB制定の第一委員会の補助員となり、今日では、第二委員会の委員として、著名である¹⁸⁾。

16) Niedersächsische Juristen 2003, 425.

17) Niedersächsische Juristen 2003, 425f.

18) Die Beratung des BGB 1978, S. 107f., 1896 Dr. h. c. Univ. Göttingen

Über die Rechtsbeständigkeit der ohne gutsherrlichen Konsens erfolgten nach den älteren Vorschriften als absolut nichtig zu betrachtenden Veräußerungen ganzer Meierhöfe, 1872.

(d) ストルックマン④ (Johannes Struckmann, 1829.3.23-1899.5.12)

④は、1829年に、オスナブリュックで生まれた。ハイデルベルク、ベルリン、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、1852年に、ハノーバーの官吏となった。1867年に、上級裁判所の判事、プロイセンの下院議員、上級控訴裁判所判事、1874年に、ライヒ議会議員となった（自由国民党）。1879年に、ヒルデスハイムのラント裁判所長、1886年に、キール高裁の長官、1887年に、ケルン高裁の長官。1899年に、ケルンで亡くなった¹⁹⁾。

(5) リーベ (Viktor Friedrich August von Liebe, 1838.9.5-1906.9.13)

彼は、1838年に、Wolfenbüttelで生まれた（ブラウンシュヴァイク）。プロテスタントであった。父は、司法官であった（Friedrich August Gottlob von Liebe）。1879年に、ブラウンシュヴァイクの上級裁判所の判事、1889年に、ライヒ大審院の判事となった。BGB 制定の第一委員会の補助員となった²⁰⁾。1906年に、ベルリンで亡くなった。

(6) エーゲ (Karl Eugen Ferdinand von Ege, 1837.2.22-1899.6.25) は、1837年に、Esslingenで生まれた（ラインラント・ファルツの西部）。父は、登記官吏であった。1855年から、ハイデルベルク大学とチュービンゲン大学で法律学を学んだ。1862年に、シュトゥットガルト、Münsingen, Riedlingen の区裁判所の裁判所書記 (Gerichtsaktuar)、シュトゥットガルトの区裁判官、1870年に、Ravensburgの区裁判官、1889年に、シュトゥットガルトの高裁判事、1891年に、ライヒ大審院判事。BGB 制定の第一委員会の補助員となった²¹⁾。1899年に、ライプツヒで亡くなった。

(7) ブラウン (Theodor Carl Wilhelm Philipp Braun, 1837.1.11-1927.3.3) は、1837年に、ハノーバーで生まれた。プロテスタントであった。ベルリン、ゲッ

19) DBA 1242,227, Niedersächsische Juristen 2003, 426.

20) Die Beratung des BGB 1978, S. 89, Niedersächsische Juristen 2003, 379f.

21) Die Beratung des BGB 1978, S. 88f.

チンゲンの各大学で法律学を学び、1865年に、Lüchowの区裁判官、1867年に、Aurichの裁判官、1868年に、ヒルデスハイムの弁護士 (Substitut)、ツェレの上級裁判所の試補、1870年に、王室付き弁護士 (Kronanwaltschaft)、1873年に、上級裁判所判事。BGB の家族法部門の準備委員会の委員、BGB 制定第一委員会の補助員となった。1877年に、司法職から退いた。1927年に、ヒルデスハイムで亡くなった²²⁾。

著書に、Das Anerbenrecht, 1872. がある。

(8) フォーゲル (Karl Georg Ludwig Lionel Vogel, 1830.6.21-1883.12.28) は、1830年に生まれた。プロテスタントであった。1865年に、ダルムシュタットの宮廷裁判所の秘書官、1871年に、ダルムシュタットの都市裁判所の試補、1874年に、司法顧問官、1876年に、ダルムシュタットの宮廷裁判所判事、1879年に、ダルムシュタットのラント裁判所判事、1882年に、枢密顧問官となった。BGB 制定の第一委員会の補助員となった。1883年に、ベルリンで亡くなった²³⁾。

(9) マルティニ (Karl Martini, 1845.1.22-1907.10.6) は、1845年に、ロシュトックで生まれた。父は、ラント宗務局の部長 (Carl Christian Friedrich Martini) であった。政府顧問官、ロシュトックの司法顧問官、BGB 制定の第一委員会の補助員となった。1900年には、ロシュトック高裁長官となった。1907年にロシュトックで亡くなった²⁴⁾。オーストリアのマルティニとの関係は明らかでない。

(10) アンドレ (Fritz Hermann Bernhard André, 1859.12.24-1927.6.17) については、独法105 号77頁参照。1892年に、委員会の補助員となったが、同年にゲッティンゲン大学の員外教授、マールブルク大学の正教授となったので、司法部に属したのは、ごく短期である (1891/92)。

22) Niedersächsische Juristen 2003, 322; Die Beratung des BGB 1978, S. 87f.

23) Die Beratung des BGB, S. 91.

24) Die Beratung des BGB, S. 89f. オーストリアの ABGB のマルティニ草案の起草者 (Karl Anton Frh.von Martini zu Wasserberg, 1726-1800) との関係は不明である。DBE 6 (1997), 640.

Ⅲ 民法典制定の第二委員会

1 ライヒ司法部と第二委員会

民法典論争をうけて設立された第二委員会も、ラントの代表からなるが、第一委員会のごとくに比して、ライヒ司法部の権威が増加したことから、ライヒ司法部の部長が委員長となり、強いイニシアティブを発揮した。ライヒ司法部の権威が確立し陣容も拡大した。各ラントの代表でも、実務家が多数を占めるのは従前と同様である。ライヒ固有の権威が拡大したことから、連邦参議院とプロイセンのヘゲモニーは、相対的に減少した。

第一草案から民法典施行までのおもなプロセス

1874.6.22	—	1889.3.30	→	民法典論争
委任		終了・第一草案（第一読会）		
		1890.12	—	1891.4.1
		第二読会		第二委員会
				各編の審議・下参照
				草案の確定
				連邦参議院
*	—	1896.6.27	—	1896.7.14
		ライヒ議会		連邦参議院
				公布
				施行

第二委員会では、第一委員会とは異なり、多数の非常勤の委員が任命されたことが特徴である。起草作業が進展し、多くの個別の項目の具体的な検討が必要になったことを示している。もっとも、多数になるので、すべての者について立ち入ることはできない（【法実務家】15頁、112頁）。主要な者に限定して言及する。多数であることから、経歴は多彩であるが、基本的には、裁判官や官僚系の者が多く、ユダヤ系の弁護士 Wolffson は、唯一の弁護士出身の委員である²⁵⁾。経済や商業関係の者は少なく、大土地所有者が多いのはプロイセン

25) 第二委員会については、【法実務家】13頁以下参照。非常勤の委員は、(Protokolle der Kommission für die zweite Lesung des Entwurfs des Bürgerlichen

の社会状況の反映でもある（議員や地方の役人を兼任することが多い）。

- | | | | | |
|---|----------|---------------|----------------------|--|
| ① | Preussen | Oehleschläger | Reichsjustizamt Chef | ◎委員長（ライヒ司法部
長）（→Bosse→Hanauer→Nieberding→Lisco） |
| | | Planck | Uni Göttingen | （総括） |
| | | Küntzel | 上級参事官 | （物権法） |
| | | Eichholz | 上級法律顧問官 | |
| ② | Baden | Gebhard | Uni Freiburg、バーデン司法省 | （総則） |
| ③ | Bayern | Jacubezky | 上級参事官 | （債務法） |

Gesetzsbuchs, 1897, S.VIによれば、地方長官（地方参事官）かつ騎士領保持者フォン・マントイフェル・グロッセン伯爵（ドラーンズドルフのシュロース・グロッセン）、ヘルドルフ等の騎士領保持者、冶金監督官、枢密鉱山顧問官ロイシュナー（アイスレーベン）、農場保持者フォン・ガーゲルン伯爵（エルランゲン）、ラント地裁判事（ベルリン高裁判事）シュパン博士（ボン）、枢密法律顧問官かつ法学教授フォン・クニー（ベルリン）、醸造理事官ゴルトシュミット（ベルリン）。区裁判所判事（ベルリン高裁判事、枢密法律顧問官）ホフマン（ベルリン）、割引銀行の業務執行者リュッセル（シャーロットテンベルク）、森林大学の理事官、上級森林監督官（ラント森林監督官）ダンケルマン博士（エバースワルト）、枢密政府顧問官かつ国民経済学教授コンラート博士（ハレ）、枢密宮廷顧問官かつ法学教授ゾーム博士（ライプチヒ）である。委員の死亡や交代についても詳しい。翻訳の一部としては、久保正幡還暦論文集III（1979年）に好美清光訳がある。前稿では、これを参考に、そこでは省略されている日時の変遷や法実務家の交代なども訳出した。前稿の対象からすると、こうした個人の交代や役割にこそ意味があるからである。ただし、翻訳のもつ法制史の高い価値からすれば、拙稿の付け加えたものは、ごく僅かである。本稿は、それに関連して、各人の詳細を付加した。

肩書からわかるように、地方の名士である大地主、地方官僚、裁判官、大学教授などが大半であり、資本家や企業者はリュッセル1人しかいない。貴族の数も少ないが、プロイセンの貴族の多くは地主階級の出身者であり、（とくに次男・三男が）官僚と軍人を目ざしていたのは、ALRの時代と大差はなかったのである。資本主義的な対立が持ち込まれる前の状態であることから、部分的であっても、官僚による恩恵的な保護思想の可能性を残しているのである。

- | | | |
|---------------|----------|--------------------------------------|
| ④ Sachsen | Rüger | 枢密顧問官 + 1895年からBörner司法省参事官
(相続法) |
| ⑤ Württemberg | Mandry | Uni Tübingen (Küntzel後任) (親族法) |
| ⑥ Darmstadt | Dittmar | 司法省参事官 |
| ⑦ Lübeck | Wolffson | ユダヤ系弁護士 |

(1) プランクについては、第一委員会で前述。【法実務家】32頁。エールシュレーガー、リュウガー、マンドリーなども第一委員会と重複するので省略する。

(2) キュンツェル (Oscar Rudolph Küntzel, 1834.9.26-1914.4.15) は、1834年に、ポーゼンの Meseritz で生まれた。父は、地区裁判官であった。1861年に、第一次国家試験に合格し、ポーゼンの控訴裁判所の試補となった。1864年に、Samterの地区裁判官、1871年に、上席地区裁判官、1875年に、ベルリンの都市裁判官、1881年に、宮廷裁判所判事、枢密顧問官、司法部の上申官となった。1889年に、上級枢密顧問官、1894年に、真正の枢密顧問官となった。1896年に、Marienwerderの高裁長官、1913年に、次官となった。1914年に、ベルリンで亡くなった。ハレ大学とケーニヒスベルク大学から名誉博士号をうけた。BGBの第二委員会の委員、1893年に委員長となった²⁶⁾。

(3) アイヒホルツ (Hermann Gustav Eichholz, 1837.12.18-1895.6.17) は、1837年に、東プロイセンの Galitten bei Heilsberg で生まれた。ケーニヒスベルクで修習生、1867年に、ベルリンで試補、ケーニヒスベルクの都市裁判官、1879年に、ラント裁判官、1882年に、ケーニヒスベルクの高裁判事、1895年に、ポーゼンの高裁長官となった。BGBの第二委員会の委員となった²⁷⁾。1895年に、ベルリンで亡くなった。

(4) ジャクベツキー (Karl August Ritter von Jacubezky, 1845.8.6-1909.12.3) は、1845年に、ミュンヘンで生まれた。父は医師であった。ミュンヘン大学で法律学を学んだ。1870年に、第二次国家試験に合格 (ausgezeichnet)。弁護士

26) Die Beratung des BGB 1978, S. 102f.

27) Die Beratung des BGB 1978, S. 98; Weisfert, DBA 272.26.

となり、司法部の補助員もした。1877年に、ミュンヘンの都市裁判所の試補、1878年に、地区裁判所判事、1879年に、ラント裁判所判事、1885年に、大臣理事、1888年に、政府顧問官、1892年に、大臣顧問官となった。ヴュルツブルク大学から、名誉博士号をうけた。BGBの第二委員会の委員をした²⁸⁾。1909年に、ミュンヘンで亡くなった。

(5) デイットマー (Emil Gerhard Dittmar, 1842.7.9-1906.7.15) は、1842年に、ヘッセンの Lampertheim で生まれた。プロテスタントであった。父は牧師であった。1860年から、森林学、法律学を学んだ。1864年に、論文なしで、学位をえた。1867年に、国家試験に合格して、ギーセンで弁護士となった。1888年に、ヘッセンの大臣顧問官。BGBの第二委員会の委員をした²⁹⁾。1898年に、司法大臣、1905年に、引退した。1906年に、ダルムシュタットで亡くなった。

(6) ヴォルフゾーン (Isaac Wolffson, 1817.1.19-1895.10.12) は、1817年に、ハンブルクで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は、商人の Meijer Wolffson であった。ユダヤ系の自由学校 (Johanneum Haumburg) に通い、1835年から、ハイデルベルク、ゲッチンゲン、ベルリンの各大学で法律学を学び、1838年に学位をえて、ハンブルクで弁護士活動を始めた (正式に認められたのは、1849年である)。1848年に、ハンブルクの制憲議会の議員、1859年に、ハンブルクの市議会議員となった。1871年に、ライヒ議会議員。BGBの第二委員会の委員となった。1895年に、ハンブルクで亡くなった³⁰⁾。

28) Die Beratung des BGB 1978, S. 101f. なお、ドイツでも裁判所構成法が施行されたのは、1879年であり、これ以降の裁判所の組織は、区裁判所 (Amtsgericht)、ラント裁判所 (Landgericht)、ラント高裁 (OLG)、ライヒ大審院であるが、それ以前は、各ラントに、それぞれ最高裁 (上級裁判所) があり、民事・商事に関しては、ライヒ上級商事裁判所があった。下級裁判所も、地区裁判所 (Bezirksgericht)、郡裁判所 (Kreisgericht)、都市裁判所 (Stadtgericht) など、地域により異なっていた。治安判事 (justice of peace) に相当する平和裁判官 (Friedensrichter) や民生委員 (Fürsorger) などの制度もあった。【歴史】664頁以下参照。

29) Die Beratung des BGB 1978, S. 97.

30) Die Beratung des BGB 1978, S. 109f.; Landsberg, Wolffson, Isaac, ADB 44 (1898), S.67f.【法実務家】43頁。以下の者についても、Die Beratung des BGBに詳しい。詳

(7) クニー (Ludwig von Cuny, 1833.6.14-1898.7.10) は、1833年に、デュッセルドルフで生まれた。1850年からボン、ベルリンの両大学で法律学を学び、1853年に修習生、1858年に、オランダとの国境のKleveのラント裁判所の試補。1870年に、エルザスの予審判事、1875年に、シュトラスブルクの軍事裁判官、1871年に、コルマーの高裁判事、1875年に、ベルリン大学の員外教授、1874年に、プロイセンの国際管理部、1881年に、自由国民党の会派幹事となった。1884年に、プロイセンの下院議員、ライヒ議員ともなった。1889年に、ベルリン大学の名誉教授号をうけた。第二委員会の非常勤委員となっている。1898年にベルリンで亡くなった。

(8) ダンケルマン (Bernhard Engelbert Joseph Danckelmann, 1831.4.5-1901.1.19) は、1831年に、Arensbergで生まれた (ラインラント・ファルツのVulkaneifel)。父は、山林監視官であった。1850年に、山林アカデミーに入學したが、1855年から、ベルリン大学で法律学を学んだ。1856年に第一次国家試験に合格し、1862年に、上級山林監視官。1866年に、Eberswaldeの山林アカデミーの長となった。第二委員会の非常勤委員。1901年に、Eberswaldeで亡くなった。

裁判官のダンケルマン (Bernhard Danckelmann, 1895.4.1-1981.8.16) は、別人である。1895年に、ポーゼンで生まれた。父は、営林署員。1913年から、法律学を学んだが、第一次世界大戦で志願兵となり、戦後ハイデルベルク大学で学位をえた。1922年に、第二次国家試験に合格し、司法官となった。区裁判官、ベルリンの仲裁裁判所、1930年に、ベルリンのラント裁判官、1941年に、宮廷裁判所裁判官、1937年に、上級行政裁判所の裁判官、ライヒ内務省に転じた。1941年に、ライヒ行政裁判所の裁判官、1945年に逮捕されたが、1946年に釈放され、西側に移り、建設会社の法律顧問、フランクフルトで弁護士となった。

細な注はおおむね省略するが、(14) ヴィルケについては、Schubert, S.108. (15) 以下の経済や産業関係の者については、性質上、あまり法律の文献はない。ルッセル (Russel) についてはib. S.105, コンラート (Conrad) については、ib., S.94, ゴールトシュミット (Friedrich Goldschmidt) は、ib.S.98, ロイシュナー (Leuschner) は、ib.S.103である。

パーラントのBGBコンメンタールの総則部分を執筆している。

政治家のダンケルマン兄弟については、省略する (Daniel Ludolf Freiherr von Danckelmann, 1648.10.8-1709.2.14; Eberhard Danckelmann, 1643.11.23-1722.3.31)。弟は、宮廷裁判所の裁判官もしている。

(9) ガーゲルン (Friedrich Balduin Freiherr von Gagern, 1843.6.9-1910.1.5) は、1843年に、ライン・ヘッセンのMonsheimで生まれた。祖父は、オラニエの大臣、父は、1848年に国民議会の議長であった (Heinrich von Gagern)。ハイデルベルク大学で学び、オーストリアの海軍士官となった。1872年に、エルランゲン近郊のNeuenbürg騎士領を取得し、市長となった。1881年にライヒ議会議員、1884年に、バイエルンの下院議員。第二委員会の非常勤委員。1910年に亡くなった。

(10) ヘルドルフ・ベドラ (Otto Heinrich von Helldorff-Bedra, 1833.4.16-1908.3.10) は、1833年に、Querfurtで生まれた (ザクセン・アンハルト)。父は郡長。ボン、ライプツヒヒ、ハイデルベルク、ベルリンの各大学で法律学を学び、修習生。国家試験に合格後は、ザクセン・アンハルトのMerseburg(Saale)の郡で試補。1867年に、ヘッセンのWetzlarの郡長。1871年に、ライヒ議会議員、1874年からは、自分の農場を管理した。第二委員会の非常勤委員。1908年に、ザクセン・アンハルトのQuerfurt(ハレ近郊)で亡くなった。

(11) ホフマン (Julius Adolph Hoffmann, 1835.4.14-1899.6.15) は、1835年に、エルフルトで生まれた。父は、たばこ工場主であった。1859年に、宮廷裁判所で修習生。1862年に、ベルリンの都市裁判所の試補。1874年に、ライヒ議会で進歩党の議員。1875年に、都市裁判官、区裁判官。1879年に、宮廷裁判所の裁判官。1893年に引退した。第二委員会の非常勤委員。1899年に、ベルリンで亡くなった。

(12) マントイフェル (Otto Carl Gottlob Freiherr von Manteuffel-Crossen, 1844.11.29-1913.3.4) は、1844年に、ベルリンで生まれた。父は、プロイセンの大臣 (Otto Freiherr von Manteuffel-Crossen)。ゲッチンゲンとハレの各大学で法律学を学び、1872年に、Luckauの郡長。1877年に、ライヒ議会議員となった。第二委員会の非常勤委員。1913年に、ベルリンで亡くなった。

(13) シュパーン（Peter Spahn, 1846.5.22-1925.8.31）は、1846年に、Winkelで生まれた（ヘッセンの Rheingau-Taunus）。ヴェルツブルク、チュービンゲン、ベルリン、マールブルクの各大学で法律学を学び、1873年に試補。1874年に区裁判官。1882年に、プロイセンの下院議員。1884年に、ライヒ議会議員、1887年にボンのラント裁判官。1891年に、プロイセンの下院議員。1898年に、ポーゼンの高裁裁判官、1896年に、宮廷裁判所の裁判官。1898年に、ライヒ大審院の裁判官。1904年に、プロイセンの下院議員。1905年に、キール高裁の長官。1917年に、プロイセンの司法大臣。1919年に、国民議会議員、1920年に、ライヒ議会議員となった。第二委員会の非常勤委員。1925年に、北ヘッセンのBad Wildungenで亡くなった。

同名の、第4次メルケル政権の健康相 Jens Georg Spahn（1980.5.16- ）は、CDUの政治家で、2002年から、連邦議会議員である。2018年から健康相として勤め、2020年からの新型コロナ（Covid 19）対策にあたった。P.Sphanとの関係は不明である。1980年に、Nordrhein-Westfalen 州の北西部のAhausで生まれた（オランダとの国境近くである）。(<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/ministerium/leitung-des-hauses/bundesminister.html>) [2021年12月に発足したScholz政権では、Karl Lauterbach(SPD) に交代]

(14) ヴィルケ（Karl Richard Wilke, 1830.12.31-1911.3.6）は、1830年に、生まれた。1855年に試補、1856年に、Wanzleben（ザクセン・アンハルト）の区裁判官、1861年に弁護士。Wanzlebenで公証人となった。のちに、マグデブルクの区裁判官、高裁裁判官。1874年に、ベルリンの都市裁判官、宮廷裁判所の裁判官。1911年に、ポツダムで亡くなった。第二委員会の非常勤委員。ベルリン大学から名誉博士号をうけた。

(15) とくに経済や産業関係の委員は、あまり知られていないので、以下で、検討する。日本の民法起草でも、法典調査会には、数名の経済人が追加されたが、会議にはほとんど出席していない。官僚主導という点では共通するが、日本のものがまったく政府主導であったのに対し、多少は連邦参議院を中心とする政治主導の面が含まれている。政党の代表者がいるのも特徴である。もっとも、財界などの代表者がいても、影響力は限定的である。

リュッセル (Emil Russell, 1835.7.27-1927.10.23) は、1835年に、ニーダーザクセン西部のSögel(Emsland) で生まれた。1927年に、父は、地方長官。26歳で、ニーダーザクセン西部のPapenburgの市長、1872年に、ベルリンの割引会社の法律顧問、銀行家、1880年に、ルーマニアの総領事。第二委員会の非常勤委員。1927年に、ベルリンで亡くなった。

(16) コンラート (Johannes Ernst Conrad, 1839.2.28-1915.4.25) は、1839年に、西プロイセンのBorkauで生まれた。父は、農場主であった。1861年から、自然科学と国民経済学を、ベルリンとイエナの両大学で学んだ。1864年に学位、1868年に農業統計の論文で、ハビリタチオンを取得。1870年に、イエナ大学の員外教授、1872年に、ハレ大学で、国民経済学の正教授。Schmollerの後任であった。40年間そこで教えた。農業統計と農業政策を専門とした。通貨、関税、国民学校立法などで、政策にも関与。1872年の社会政策協会 (Vereins für Sozialpolitik, 1872) の創立メンバーでもある。著書に、国民経済学のテキストやモノグラフィーがあり、国民経済学の分野の基本文献の編者ともなっている (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistikのシリーズ) がある。1890年から95年に、第二委員会の非常勤委員。1915年に、ハレ (Saale) で亡くなった³¹⁾。

31) コンラートは、統計の専門家でもあり、1884年に、過去50年間のドイツの大学の変遷を統計的手法で検討している。Conrad, J., Das Universitätsstudium in Deutschland während der letzten 50 Jahre, Statistische Untersuchungen unter besonderer Berücksichtigung Preussens, 1884. (Sammlung nationalökonomischer und statistischer Abhandlungen des staatswissenschaftlichen Seminars zu Halle a.d.S., hrsg. Joh. Conrad, Bd.3, H.2). その詳細は別稿による。ほかに、砂糖ダイコンの農業上の意義、アメリカの関税、貨幣の減価、フライブルクの家屋価格、不動産税と所得税などの本の編者にもなっている。Vgl. Die Beratung des BGB 1978, S. 94f.; Meinhold, Wilhelm, Conrad, Johannes, NDB 3 (1957), S. 335.

コンラートとほぼ同時代のハレ大学の教授に (Heinrich) Hermann Fitting (1831.8.27-1918.12.3) がおり、彼は、1831年に、ライン・ファルツの Meuchenheim で生まれた。ヴェルツブルク、ハイデルベルク、エルランゲンの各大学で法律学を学び、1852年に学位 (Über den Begriff von Haupt- und Gegenbeweis und verwandte

Fragen, 1853)、1856年にハイデルベルク大学でハビリタチオン取得(Über den Begriff der Rückziehung, 1856)。1857年に、員外教授、1858年にバーゼル大学で正教授。1862年に、ハレ大学教授。1902年に、定年となった。専門は、民法、法史である。1918年に、ハレ(Saale)で亡くなった。76歳の記念論文集がある。Mélanges Fitting, Festschrift, 1907.

Die Natur der Correalobligationen, 1859.

Über das Alter der Schriften römischer Juristen, 1860.

Grundriss zu Vorlesungen über römischen Zivilprozess, 1863.

Grundriss zu Vorlesungen über Institutionen, 1863.

Juristische Schriften des früheren Mittelalters, 1876, Neud.1965. ユスティニアヌスの時代からボローニアの法律家の出現までの法律学の継続性を主張する立場の者の1人である。これに対し、反対説は、古代の法律学の中世初頭の断絶とボローニアにおける再発見を基本とする。彼は、文献批判や法史研究のほか、最後の民訴法の文献のような実定法の研究もした。

Über die sogenannte Turiner Institutionenglosse, 1870.

Glosse zu den Exceptiones legum romanarum, 1874.

Zur Geschichte der Rechtswissenschaft am Anfange des Mittelalters, 1875.

Castrense peculium, 1871.

Summa Codicis des Irnerius, hrsg.Fitting, 1894 Neud. 1977.

Lo Codi - in der lateinischen Übersetzung des Ricardus Pisanus, 1906 Neud. 1968.

Lehrbuch des Zivilprozesses, 1878, 2. A. 1879, 13. A. 1908.

Vgl.DB E 3 (1996), 333; Schmücking, Fitting, Hermann, NDB 5 (1961), 218; Kleinheyer/Schröder, Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten, 4.Aufl.1996, S.476. ハレ大学の記念論文集 Festgabe der Juristischen Fakultät der Vereinigten Friedrichs-Universität Halle-Wittenberg 1902.

同名のフィッティングであるKarl Fitting (1912-1990.6.14) は、別人である。彼は、1912年に、ロートリンゲンの St. Avoldで生まれた。フランクフルト(マイン)、ライプツヒヒ、ギーゼンの各大学で法律学を学んだが、1933年に、勉学を中断。ライプツヒヒで毛皮染色工、1942年に逮捕され、マウントハウゼンの強制収容所。1945年に解放された。バイエルンの労働省の参与。1950年に、連邦労働省で、営業規則調査の参与、労働保護課の長、1966年に、労働法と労働保護の部門長、1977年に退職。1990年に亡くなった。カッセル専門大学から名誉教授号をうけた。追悼記事がある。NJW 1990, 2866 (Fritz Auffahrt).

(17) F.ゴールトシュミット (Friedrich Goldschmidt, 1837.2.10-1902.6.13) は、1837年に、ベルリンで生まれた。父は、綿布印刷業者であった。当初、父の工場で働き、その後ベルリン大学で化学を学んだ。アメリカに1年半滞在し、父の工場を受け継いだ。1871年に、新設のFriedrichshöhe株式会社の社長となり（資本金35万ターラー。生涯経営した）、1873年から、ベルリン手工業協会の教師や会長をした。1881年から93年の間、ライヒ議会議員、1882年から93年には、プロイセン下院議員。1890年に、第二委員会で、工業部門の代表となった。1902年に、商工会議所の委員ともなったが、ブランデンブルクのMarienbadで亡くなった。第二委員会の非常勤委員。ユダヤ系法学者のL.ゴールトシュミットとの関係は、明らかでない。

(18) ロイシュナー (Ernst Leuschner, 1826.2.23-1898.5.3) は、1826年に、シレジアのWaldenburgで生まれた。ブレスラウのギムナジウムを卒業後、鉱山労働者となった。ベルリンほかの専門大学で学び、Dürenbergの鉱山陪審員、ザールブリュッケンの市長、鉱山官。ハレの上級鉱山官、Tarnowitzの鉱山監督所長。1861年に、Eislebenの鉱山会社の社長。また、メルセブルクの同業組合の会員。プロイセンの参事官、経済顧問官。1879年から、プロイセン下院議員、1882年から1898年にライヒ議会議員。ライヒ議会議員として第二委員会の非常勤委員。1898年に、ザクセン・アンハルトのEisleben(ルターの生没地)で亡くなった。

2 ライヒ司法部と司法省

BGB 制定以後も、ライヒ司法部を経験した法律家は多い。ライヒ司法部に關係する法律家は、以下のとおりである。ワイマール共和国以降のライヒ司法省とは異なり、ライヒ司法部は小所帯だったことから、關係する者は、絶対数ではそう多いとはいえない。しかし、後の著名人を多数包含している。

Fitting /Kaiser /Heither /Engels, Betriebsverfassungsgesetz 1952, 21. A. 2002, 22. A. 2004. 23版から、Fitting/Schmidt/Trebinge/Linsenmaier, 23. A. 2006, 24. A. 2008. Handkommentar Betriebsverfassungsgesetz (BetrVG) mit Wahlordnung (hrsg. v. Fitting/Engels/Schmidt/Trebinge/Linsenmaier), 25. A. 2010, 28. A. 2016.

(1) ライヒ司法部の部長は、Friedberg, Schelling, Öhlschläger, Bosse, Hanauer, Nieberding, Liscoであり、このうち、最初のFriedbergは、プロテスタントに改宗した元ユダヤ教徒であった。ライヒ司法部は、のちのライヒ司法省と区別されずに記載されることも多い。ワイマール共和国のライヒ司法省と同視する場合には、その長官はたんなる部長ではなく、大臣並みということになるが、厳密には、首相付属の官房下の司法部門の長官である。第一次世界大戦末期に部長となった Krause を除くと、わずか7人であるから、ライヒ大審院長と同じく、かなり長い在任期間であった。別稿で、すでに検討した者もいるので、以下では、立ち入らない。彼らについては、独法103号81頁以下参照。

① フリードベルク (Friedberg) については、「立法と法実務家の意義—ライヒ大審院と実務家」商論83巻4号131頁参照。【法実務家】207頁所収。

② シェリング (Hermann Ludwig von Schelling, 1824.4.19-1908.11.15)。

③ エールシュレーガー (Öhlschläger) についても、①の文献128頁参照。【法実務家】42頁所収。

④ ボッセ ((Julius) Robert Bosse, 1832.7.12-1901.7.31)。第二委員会の委員もしている。

⑤ ハーナウアー (Johann Josef Eduard Hanauer, 1829.3.18-1893.4.30)。第二委員会の委員もしている。

⑥ ニーベルディング (Nieberding) についても、①の文献132頁参照。【法実務家】208頁所収。

⑦ リスコ (Hermann Lisco, 1850.1.30 - 1923.11.7) は、日本のお雇い外国人であるミハエリス (のちに、ライヒ首相) の友人で、お雇いのあっせんをした。

⑧ クラウゼ (Paul (Georg Christoph) Krause, 1852.4.4-1923.12.17) は、最後のライヒ司法部長である。

⑨ ランズベルク (Landsberg) についても、①のフリードベルクに関する文献133頁参照。【法実務家】208頁所収。彼は、ワイマール共和国の最初のライヒ司法相 (ワイマール共和国では、ライヒ司法部はライヒ司法省に改編) である。

なお、ビスマルク帝国時代の司法部長とワイマール共和国以降のライヒ司法

大臣、連邦司法大臣については、Kuhn, Deutsche Justizminister 1877-1977, 1977 に詳しい。ワイマール共和国では、不安定な政情を反映して、首相や司法大臣も短期な者が多く、あまり特徴もないからである（著名人では、ラートブルフがいる）。

(2) プロイセン法の注釈で名高いエッキウスも、ライヒ司法部の経験者である。【法実務家】156 頁。当時のライヒ司法部には権威がなく、彼は、おもにプロイセン司法省でキャリアを重ねた。

エッキウス (Max Ernst Eccius, 1835.3.21-1918.4.20) は、フランクフルト (Oder) で生まれ、ボン、ベルリン、ハイデルベルクの各大学で法律学を学んだ。1855年に、国家試験に合格し、ベルリンの郡裁判所で、修習生補 (Auskultator)、フランクフルト (Oder) で修習生、1860年に、グライフスヴァルトで試補となった。1863年に、郡裁判所判事となり、同年、グライフスヴァルト大学の員外教授、1877年に、ライヒ司法部の補助官となった。1878年に、プロイセン司法省で枢密政府顧問官、上申官。1896年に、上級政府顧問官。1905年に、司法試験委員会の長となった。1918年に、ベルリンで亡くなった³²⁾。雑誌 Beiträge zur Erläuterung des deutschen Rechtsの共同編者となった。

業績として、Erörterungen aus dem Gebiete des Vormundschaftsrechts 1876.

ALRの注釈は、Preußisches Privatrecht, auf der Grundlage des Werkes von Dr.Franz Förster, 1896年版で、7版である。もとになったのは、Förster, Theorie und Praxis des heutigen gemeinen preußischen Privatrechts, 4. A., 1880 (7. A. 1896) .

3 民法典制定前後の社会と法曹

(1) 以下に、ドイツ民法典制定前後の法曹界の状況を伝える人物を紹介する。上述したように、ドイツ民法典起草に係わった者は、いずれも官僚的な人物で

32) DBE 2 (1995), 623.

あった。裁判官でも、司法行政の熟練の士と思われる者が多数である。いわゆる裁判をしない裁判官である。弁護士の出身者は、1人しかいなかった。

しかし、1871年の統一後、法曹界には新たな風が吹いていた。ユダヤ系法律家の激増である。部分的には、法律学者の中にも、L.ゴールトシュミット、グナイスト、デルンブルク、ラーバントといったユダヤ系の者が早くから登場していたが、実務界では、ユダヤ系弁護士の激増が生じていた。ここには、伝統的な法曹とは異なる現代的な法曹像が見いだされる。こうした法曹を積極的に取り込めなかったことが、ライヒの司法人事、ひいては1900年の民法典の欠陥であり、民法典にその制定後じきに積極的債権侵害のような新たな理論、多くの解釈が必要となった原因でもある。

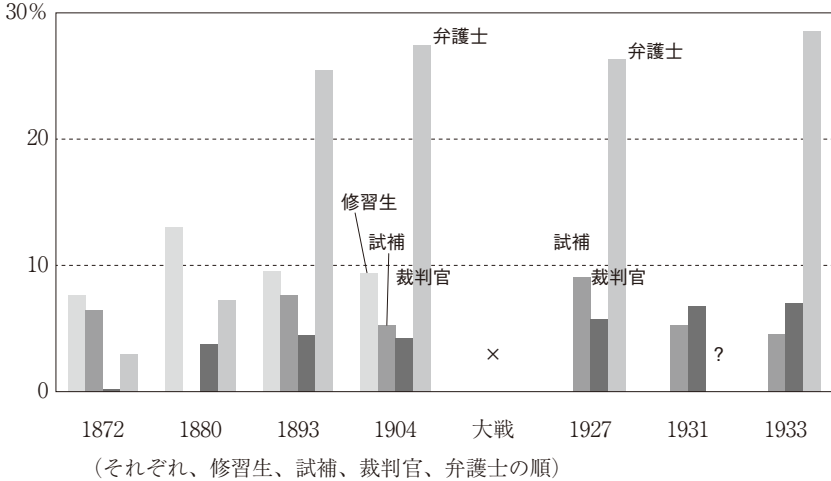
採用に事実上の差別のない弁護士職では、ユダヤ系人口はとくに増加して、1900年の世紀の転換期には、全体の4分の1を超え、3割に迫る勢いであった。事実上の差別のある裁判官職でさえも、ワイマール共和国の時代には5%を超え、ナチスの政権獲得時の1933年には、7%にまで達したのである³³⁾。とりわけベルリンのような大都市では、自由な営業を求めて、4割から5割の者がユダヤ系弁護士で占められていたのである。ここには、おのずから、司法官とは違っ

33) Krach, Jüdische Rechtsanwälte in Preußen, 1991, S.414 (Juden im preußischen Justizdienst 1857-1872), S.415 (Juden in Justizdienst und Anwaltschaft Preußens 1880-1904), S.416 (Juden in Justizdienst und Anwaltschaft Preußens während der Weimar Republik). 司法官でも、ベルリン高裁（宮廷裁判所）の裁判官は、3分の1がユダヤ系となったのである。ユダヤ系の自由業への進出はいちじるしく、医師、歯科医師などでも多数を占めている。Lauf, Jüdische Studierende an der Universität zu Köln : 1919-1934, 1991 (Studien zur Geschichte der Universität zu Köln ; Bd. 11), S.123, S.139.

なお、本文に登場する「司法顧問官」は、あまり実質のない肩書で、一定の実績を積んだ弁護士に与えられた。商人や実業家には、商事顧問官が付与されるし、医師には、衛生顧問官、地主は農場顧問官である。実際に、政府の役職として何かをしたわけではない。もちろん、役人も、枢密顧問官、宮廷顧問官、政府顧問官のような肩書をうけた。これにつき、【法学上の発見】58頁。実質のないのは、勲章や「上申官」（Vortragender Rat）の肩書と同様である。

た雰囲気支配的となっていたのである。

プロイセンにおけるユダヤ系法曹の割合



(2) (a) 1896年9月11日に、ドイツ弁護士会は、13回目の大会をベルリンで開いた。ベルリンでは3回目の大会であった。1000人もの弁護士が集まり、1871年の統一から25周年を祝った。600人は、市外からの来訪者であった(1927年のプロイセン地域の弁護士数は、8500人、ドイツ全国では、1万4000人程度、ベルリンなど大都市近郊に2500人程度である)。市の委員会は、ライヒ議会での歓迎、プロイセン下院での会合、Treptower 公園での集会などを催した。当時、同公園では、7年前のパリ万博を上回る規模で産業博覧会が行われていた。

弁護士会の催しの最後に登場したのは、諧謔劇 (Scherzspiel)「貸借か贈与か」(Darlehn oder Schenkung)であった。このストーリーは、今日では、ほとんど忘れられているが、帝政期の弁護士の背景研究に役立つものである。「パンデクテンの魔法」というタイトルの下で法律家の諧謔が演出されていた。大筋は、ゲーテのファウストをもじるものであり、ただし主役のファウストは魔術師ではなく、弁護士であった。この劇がだれの発案によるかは今日不明である

が、大会の責任者は、ユダヤ系の司法顧問官 Meyer Levy であった。彼は、約1か月後の10月18日に、家で2人組の強盗の犠牲となった³⁴⁾。

(b) このMeyer Levy(1833.1.17-1896.10.18)は、1833年にProvinz PosenのWollsteinの生まれで、後述のStaubより23歳年長である(1833-1896)。両親ともユダヤ系の家系であった。法律学を学び、プロイセンで司法研修、Fraustadt (Provinz Posenの郡)で弁護士となった。同時に学術論文 *Der Staat und die Juden im Norddeutschen Bunde. Ein Mahnruf an das Norddeutsche Parlament*, 1867 を作成。とくに著名な著作に、*Die zweite Instanz in bürgerlichen Rechtsstreitigkeiten*, 1871がある。1872年に、ベルリンに戻り、公証人弁護士。短期間、ラント裁判所と宮廷裁判所でも弁護士として勤務した。多数の著作を出した。*Civilprozessordnung und Gerichtsverfassungsgesetz für das Deutsche Reich* は、1877/88年初版、1892年6版(共著)。*Zur praktischen Anwendung der Deutschen Zivilprozessordnung*, 1880 (改題して)*Handausgabe der Civilprozessordnung*, 1884も共著である。ほかに、*Ausführungs- und Übergangsgesetze zur Reichs-Civilprozeßordnung*, 1880がある。ベルリン弁護士会の会長、宮廷裁判所付の弁護士会員、ドイツ法曹大会の常任委員会のメンバーであり、ドイツ法曹大会では、1895年に第2草案の出されたドイツ民法典についての報告講演をした。*Das Bürgerliche Gesetzbuch für das Deutsche Reich*, 1895がある。プロイセンの司法顧問官の肩書をえた。1896年に、ベルリンで強盗に刺され殺害された。弁護士会の大会から、わずか1か月後であった。

(c) 諧謔劇の内容は多彩であり、法律交渉のおりの冗談から、4週間前に

34) Hamann, Dr.Faust, Rechtsanwalt - Ein fast vergessenes Schauspiel auf der Kreuzung juristischer Zeitgeschichten, NJW 2022, 721. Meyer Levyについては、Levy, Meyer. in Singer (hrsg.): *Jewish Encyclopedia*, 1901/1906; GND: 116968516.

1919年の弁護士数は、1万2030人であったが、ワイマール時代に増加し、1928年には、1万6000人になったのである。Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1919, S.224. 法曹の変遷のグラフは、【変容】108頁。Vgl.Roesner, *Justizstatistik*, DJZ 35 (1930), S.84.86.

公布されたばかりのBGBの編纂、所有権取得には原因*causa*が必要かという古典的な問題、ローマ法の解釈、自由な弁護士職、法律家であることを忘れられた詩人のゲーテ、バビロンに譬えられるベルリン、契約締結上の過失、開明なユダヤ人、平和運動、アインシュタイン(1879-1955)、マーク・トウェイン(1835-1910)などを予想させる当時の社会や司法界を取り巻く現象の多くが包含されていた。劇の進行には、その後も長くみられた訴訟技術も登場した。ちなみに、1905年が、アインシュタインによって「光子仮説」「ブラウン運動」「特殊相対性理論」が公表された年である。

劇には、Otto Liebmann 社印刷のパンフレットがあり、構成は、弁護士の Hermann Eifert (1864.5.21-1914.4.24)、イラストには弁護士の Heinrich Nelson (1854.3.9-1929.4.25)と記載されている。さらに、劇には、積極的契約侵害論で著名な弁護士シュタウプ (Samuel Hermann Staub, 1856.3.21-1904.9.2) が関わっていたのである。彼は、当時ドイツでもっとも著名な弁護士であり、ベルリン弁護士会の中心人物でもあり、その劇にも参列していた。シュタウプは、ユーモアの性格で知られ、同年、Otto Liebmann から、法律雑誌 DJZ を創刊していた³⁵⁾。パンフレットの序文では、軽い冗談を評価し、イェーリングの「法律における本気と冗談」(Ernst und Scherz in der Jurisprudenz, 1892)に言及している。風刺のきいた法曹批判は、イェーリングの手法にならったものである。シュタウプが劇の企画の推進者であったことは間違いない。

(d) 他の2人は、ほとんど知られていない。Eifertは、シュタウプよりも8歳若く、シュタウプと同様に東部出身のユダヤ人であった。1884年に、勉学のためベルリンに来て、1894年に、弁護士資格をえた。1906年に結婚し、最終的には、現在のKreuzbergに定住し、1914年に亡くなるまで、Edmund Meyerと共同事務所を経営し、司法顧問官(Justizrat)の肩書をえた。

Nelsonは、ベルリン生まれで、パンフレットに10枚のイラストを描いている。彼も、ユダヤ系で布工場主の息子であった。のちに、無宗教となった。1872年

35) DJZの創刊については、【歴史】647頁。シュタウプについては、【法学上の発見】24頁。しかし、後者は、積極的契約侵害論に重点をおいて、その社会的背景にはほとんどふれていないので、本稿で補充する。Otto Liebmannについても、【歴史】647頁。

からベルリンで法律学を学び、1875年にゲッチンゲン大学で学位、同年司法研修を終え、1880年から試補、同年、弁護士への許可をえた。1882年から宮廷裁判所付きの弁護士、1888年から公証人となった。1900年には、司法顧問官の肩書をえた。「法律学の学問としての無価値性」で著名なキルヒマンと同じく、ベルリンの法曹協会（Juristische Gesellschaft Berlin）の会員でもあった。1923年に、北ヘッセンに引越し、息子 Leonard やその妻 Minna Specht（1879-1961）とともに、新時代の教育理念に沿った国際学校 Walkemühle を創設し、1929年に、風邪からくる病気で亡くなった。Hermann Eifert の死から15年目であった。

1896年の大会は、明るい会議となり、大成功であった。催しは、大いに笑いを誘った。しかし、時代が下って、ワイマール期の1925年に、Leonard Nelson と Minna Specht は、ナチスに反対する国際社会主義闘争連盟を創設したが、1933年に、ナチス政権は、Walkemühle を廃止した。シュタウプの事績は抹消され、Heinrich Nelson の翻訳は、焚書された。比較的早世したシュタウプは迫害を免れたが、その著作は迫害されたのである。彼より7歳年長のレーネル（Otto Lenel, 1849.12.13-1935.2.7）は、晩年迫害をうけた。また、Hermann Eifert の娘 Ilse Siemontowski は、1941年に、Litzmannstadt のゲットーに移された。そして、Staub の娘、Dora Erna は1943年に、Lublin の収容所で亡くなった（NDB 25, 78f.）。こうして、帝政期とワイマール期に獲得された自由と平等は、まったく失われたのである³⁶⁾。

IV むすび

1 ライヒの終焉と起草補助者

ワイマール共和国時代の法律家には、ライヒ司法部で立法に関与した者が

36) 亡命法律家については、独法109号32頁。シュタウプやユダヤ系の著作への弾圧、出版社の収用については、【変容】140頁。

1930年代まで活躍している。民法を初めとする諸法典の起草補助者の系譜をひく者であり、帝政の崩壊後もユニークな性格を有している。もっとも、ワイマール共和国では、司法部は、司法省に格上げされ、立法以外の司法行政を担当することになったから、その独自性は薄れた。帝政時代は、プロイセンのヘゲモニーがあったから、司法部が関与できる裁判官人事は、ライヒ大審院と植民地など、ライヒ直属地域に関する範囲だけであった。これに対し、ワイマール共和国では、ライヒが個別のラントを凌駕したのである。

もっとも、ドイツは連邦国家であるから、ナチスの時代まで、建前上は、各ラントの人事に介入することはできない。日本のような中央集権国家とは異なるから、ラントの司法行政は、各ラントの司法省の管轄なのである。

なお、大陸型の司法行政では、司法省が裁判所の上に立つから、三権分立といっても、アメリカ型の司法とは異なり、裁判所がみずから司法行政を行うわけではない。わがくにの例では、戦前の大審院と戦後の最高裁判所との違いがある。その意味では、ライヒ司法省の権威は、ライヒのレベルではきわめて高かったのである。

(1) 司法部の比較的初期の法律家には、以下の者がいる。

(a) ドロンケ (Dronke, 1865.1.7-1933.10.23) は、1865年に、コブレンツで生まれた。ボン大学で法律学を学び、1890年に、トリアー、コブレンツ、エベフェルトで試補となった。1895年に、Sulzbach (an der Saar) で区裁判官、1900年に、ケルンで区裁判官、1901年に、同ラント裁判官、1906年に、ラント裁判所長、1909年に、宮廷裁判所の裁判官となった。1910年に、ライヒ司法部で上級政府顧問、1920年に、フランクフルト (マイン) 高裁の長官となった (1930年まで)。1933年に亡くなった³⁷⁾。専門は、民法、刑法である。

Reichsgesetz über die Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit, 1898.

(b) ゲッペルト (Heinrich Göppert, 1867.12.21-1937.3.22) は、1867年に、ブレスラウで、ユダヤ系の家系に生まれた。曾祖父は、薬剤師、祖父は、ブレ

37) DBE 3 (1996), 4; Döhning, Geschichte der deutschen Rechtspflege, 1953, S.389.

スラウ大学の植物学教授、父 Heinrich Göppert は、ブレスラウ大学の法学教授（ローマ法とプロイセン法）で、プロイセンの文化省の政府顧問官で上申官であった。母は、ユダヤ系であった（geb. Landsberg）。兵役後、1887年から、ハイデルベルク、ベルリンの各大学で法律学を学び、1891年に、ベルリンの宮廷裁判所の修習生、1894年に、ベルリン大学で学位をえて、1895年に、ベルリンの区裁判所の試補、1898年に、ライヒ司法部に勤務、1901年に、キールのラント裁判官、1906年に、プロイセンの商務省で枢密政府顧問、1909年に、ベルリンの証券取引所の政府委員、1914年に、プロイセンの商務省の次官補、1917年に、ライヒ経済部長、1919年に退職し、ボン大学の正教授（ハビリタチオンはなかった）。1935年に、解職され、1937年に、ボンで亡くなった³⁸⁾。専門は、商法である。

Über das Börsentermingeschäft in Wertpapieren, 1914.

Staat und Wirtschaft, 1924.

Das Recht der Börsen, 1932.

(c) エッグ (Joseph Oegg, 1866-1930) は、1866年に、Lohr (am Main) で生まれた。第一次、第二次国家試験に合格後、バイエルンで司法研修し、アウグスブルク、ヴュルツブルクの区裁判所、1896年に、ニュルンベルクで検察官となった。1898年に、ライヒ司法部で上申官、1902年に、枢密政府顧問官、1907年に、上級政府顧問官となった。1920年に、ライヒ司法部の部長となった。1930年に亡くなった。

(d) シュミット・オット (Friedrich Schmidt-Ott, 1860.5.4-1956.4.28. 生 1860.6.4説もあり) は、1860年に、ポツダムで生まれた。ベルリン、ハイデルベルク、ライプツヒ、ゲッチンゲンの各大学で法律学を学び、1883年に、ベルリン大学で学位。1882年から、プロイセンで司法官となり、ライヒ司法部に勤務。1888年に、文化省、1895年に、枢密政府顧問官、上申官となった。1907年に、理事官。1917年に、プロイセンの国务大臣となった。1930年から34年に、

38) DBE 4 (1996), 55; Die Juristen der Universität Bonn, (hrsg. v. Schmoeckel), 2004, S.234. 父 Heinrich (Robert) Göppert (1838-1882) についても、DBE 4 (1996), 55.

ドイツ学術の緊急組織 (Notgemeinschaft der deutschen Wissenschaft) の会長。1956年にベルリンで亡くなった³⁹⁾。

(e) シムソン (Ernst von Simson, 1876.4.7-1941.12.7)

(i) このシムソンは、初代ライヒ大審院長のシムソンの孫である。1876年に、ベルリンで生まれた。ローザンヌ、ライプチヒ、ベルリンの各大学で法律学を学び、1904年に試補、ライヒ司法部の補助員となった。1908年に、デュッセルドルフのラント裁判官、1911年に、ライヒ司法部で上申官となった。1918年に、ライヒ経済省の理事官、1919年に外務省の部長、2912年に次官となった。1922年に、一時的に引退した。ベルリンのアニリン化学会社 (AG Anilinfabrikation, AGFA) の監査役や取締役、1926年に、ファルベン連盟化学会社 (IG-Farbenindustrie AG) の執行メンバーとなった。1938年に、イギリスに亡命した。1941年に、オックスフォードで亡くなった。

(ii) 初代ライヒ大審院長のシムソン ((Martin) Eduard (Sigismund) von Simson, 1810.10.10-1899.5.2) は、1810年に、ケーニヒスベルクで、ユダヤ系の家系に生まれた。父は商人であった。1823年に、プロテスタントに改宗、ケーニヒスベルク大学で法律学を学び、1828年に、学位と講義資格をえた。1831年に、ケーニヒスベルク大学の私講師、1833年に、員外教授、1834年に、ケーニヒスベルク的高等法院 (Tribunalsgericht) の裁判官。1836年に、正教授となった。1848年に、パウルス教会議会の議長 (中央党カジノ派)、プロイセンの下院の議長、1849年に、プロイセン王のフリードリヒ・ウィルヘルム5世に皇帝の冠を差し出す代表団の長となった。1850年に、フランクフルト (オーダー) 高裁の副長官、1867年に、北ドイツ連邦のライヒ議会議長、1869年に、フランクフルト (オーダー) 高裁の長官、1870年に、プロイセン国王のウィルヘルム1世にドイツ帝国の帝冠を差し出すライヒ議会の使者となった。1873年までライヒ議会の議長、1879年に、ライヒ大審院長となった。1899年に、ベルリンで亡くなった。政治家の経歴が長いが、専門はローマ法である⁴⁰⁾。シムソ

39) Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich, 2003, 547.

40) 【法学上の発見】135頁。【法実務家】76頁、201頁。E.Wolffについては、【法実務家】210頁参照。E.Wolffは、ベルリン大学のM.Wolffの縁戚でもある。

ンの孫（娘の子）には、第二次世界大戦後に、イギリス地区の最高裁長官となったE.Wolffもいる（亡命から帰国）。

(f) トレンデレンブルク (Ernst Trendelenburg, 1882.2.13-1945.4.28)

同人は、1882年に、ロシュトックで生まれた。父は、外科医の Ferdinand Trendelenburg、兄弟に、生理学者の Wilhelm Trendelenburgがいる。ボン、ライプツヒの各大学で法律学を学び、学位をえて、Siegburg, Flensburg, Wandsbek, Kiel で修習生、1908年に、ライヒ司法部、ライヒ内務部の補助員となった。1912年に、カイザーウिल्ヘルム協会の事務局長。1917年に、ライヒ経済部の上申官、1922年に、ライヒ経済省の理事官、1923年に、次官、1930年に、ライヒ経済大臣の代理となった。1932年に、国際連盟のドイツの事務局長補、1934年に Vereinigte Industrieunternehmen AG 監査役会長、1935年に、ライヒ工業連盟 (Reichsgruppe Industrie) の会長、1945年に、ベルリンで自殺した⁴¹⁾。

(2) 以下の者は、比較的後期の司法部に関係する高官である。ゼッケンドルフとシモンズは、ライヒ大審院長となった。また、ジョエルは、ワイマール共和国の時代に、長らくライヒ司法省の次官となった。シュレゲルベルガーは、ナチスの司法大臣代理である。ジョエルは、例外的に、戦争中もユダヤ人としての迫害をうけなかったが、シュレゲルベルガーとは反対の立場の者である。

(a) ゼッケンドルフ (Rudolf von Seckendorff, 1844.11.22-1932.9.23) は、1844年に、ケルンで生まれた。父は、弁護士であった (August Freiherr von Seckendorff, 1879-1885)。ハイデルベルク大学で法律学を学び、第一次、第二次国家試験に合格、1872年に、メッツのラント裁判所で検事、ついでコルマーの検事、1879年に、ライヒ司法部に移り、枢密政府顧問官、1899年に、プロイセンの国務省で次官、1905年から19年の間、ライヒ大審院長となった。帝政期にもっとも長く職にあった。1932年に、チューリンゲンの Bad Liebenstein で亡くなった⁴²⁾。

41) DBE 10 (1999), 80.

42) Döhring, Geschichte der deutschen Rechtspflege, 1953, S.440; vgl. DBE 4 (1996) 249.

(b) シモンズ (Walter Simons, 1861.9.24-1937.7.14) は、1861年に、Elberfeld で生まれた(現在は、Wuppertalの一部、ラインラント)。父は工場主であった。法律学、国民経済学、哲学、歴史を、シュトラスブルク、ライプチヒ、ボンの各大学で学び、1882年に、Colmarで第二次国家試験に合格、1887年に、Meiningen のラント裁判官、1893年に、Velbert の区裁判官、1905年に、キールの高裁裁判官となった。1907年に、ライヒ司法部で顧問官、1911年に、枢密顧問官 (geheimer Legationsrat)、外務省の法律顧問、1918年に、ライヒ官房の部長、1919年に、ヴェルサイユの外交団の委員、平和条約に抗議して辞任、1920年に、Feuerbach 内閣の外相、1922年から29年に、ライヒ大審院長、1925年に、大統領の Friedrich Ebertの死亡をうけ、大統領代理をした。1933年のナチスの政権掌握まで、ナチスに反対していた。その後任は、ナチスのブムケであった。1937年に、Neubabelsberg で亡くなった⁴³⁾。

Christentum und Verbrechen, 1925.

Religion und Recht, 1936.

Kirchenvolk und Staatsvolk, 1938 (死後の発刊)。

(c) ジョエル (Curt Joel, 1865.1.18- 1945.4.15) は、ワイマール共和国における影の司法大臣とでもいうべき存在である。彼は、1865年に、シレジアの Greiffenberg で、ユダヤ系の家庭に生まれた(宗旨はプロテスタント)。父 Hermann (1827- 80) は、Greiffenbergの裁判官であり、のちに弁護士、公証人などをした。祖父は、国際的な商人であった。母 Else (1843-90) の父も、大商人であった。ここに、かつてのユダヤ人の職業選択先の展開(金融業者、商人から専門職)をみることもできる。

ジョエルは、イエナ、フライブルク、ベルリンの各大学で法律学を学び、1888年に、第一次国家試験、1893年に、第二次国家試験に合格し、学位もえた。プロイセンで司法職につき、1899年から、検察官となり、ハノーバーとベルリンのラント裁判所、およびベルリン高裁付の検察で働いた。1906年から1908年

43) Döhring, a.a.O., S.443; Kleinheyer/Schröder, Deutsche und europäische Juristen aus fünf Jahrhunderten, 4. A. 1996, S.510; DBE 9 (1998), 335.

の間は、ライプツヒのライヒ弁護士会の補助委員となった。1908年に、ライヒ司法部で、上申官、枢密顧問官となり、1911年に、上級枢密顧問官となった（当時の部長は、Nieberding）。第一次世界大戦中は、参謀部で防諜将校となり、1915年からは、ベルギー総督府の課長となり、警察部での防諜活動もした。1917年に、ライヒ司法部で、局長となった。1918年からは、刑法改正作業に携わった（1908年に、予備草案の作成にも携わり、1911年から、刑法改正委員会にも属した）。

1920年から、新設のライヒ司法省の次官となった。ワイマール共和国の時代には、司法行政のナンバー2として、実質的な司法行政の中心的存在となった。すなわち、11人のライヒ司法大臣と15内閣の下で、専門的観点からワイマール共和国に忠実に働いたのである。その大臣たちの中には、SPD（ラートブルフが含まれている）から保守の大臣や首相も含まれていた。

第9代のライヒ司法大臣の Erich Emminger の辞任後、1924年4月から1925年1月まで、臨時に司法省の長となった（当時の Wilhelm Marx 内閣には属さない）。また、1931年10月（1930年12月5日から臨時代理）から1932年5月30日までライヒ司法大臣となった（Brüning 内閣に入閣）。

とくに政治勢力から求められた時以外には、補佐役に徹し、正面に出て権力を振るうことを求めなかった。1932年6月からの次期パーペン内閣（1932年6月から11月）の入閣を断った。これは、最後の非ナチス政権であったブリューニング内閣（1930年から32年）の下で、自分も法律に署名したナチスの SA や SSの禁止政策を、ナチスに協力したパーペンの下で変更しなくなかったからであった（1933年1月には、ヒトラー内閣、同年3月に、ワイマール憲法を停止した、いわゆる授権法）。また、1924年以降みずからも主導した刑法改正作業も、1930年にライヒ議会が解散した後、挫折した。政府の職務をやめたのち、短期間政治に携わったが、政党には属さなかった。引退後、シレジアとベルリンに住み、例外的に迫害はうけなかった。1945年に、ベルリンで亡くなった⁴⁴⁾。

44) ジョエルについては、【法実務家】265頁、268頁。

(d) シュレゲルベルガーは、ナチスの司法大臣代理である (Franz Schlegelberger, (Louis Rudolph), 1876.10.23-1970.12.14、在任は1941-1942)。前任は、Franz Gürtner (在任は1932-1941)、彼の後任は、Otto Thierack (在任は1942-1945) である。

先祖に、Balthasar Schlögelbergerがおり、1731年に、プロテスタントであることから、ザルツブルクを追放された。Franzは、1876年に、東プロイセンのケーニヒスベルクで生まれた。父は、穀物商であった。ケーニヒスベルク、ベルリン、ケーニヒスベルクの各大学で法律学を学び、1897年に、第一次国家試験に合格し、1899年に学位をえた。1901年に、第二次国家試験に合格し、ケーニヒスベルクで試補となった。1902年に、ケーニヒスベルクのラントの補助裁判官、1904年に、Lyckのラント裁判官、1908年に、ベルリン I 区のラント裁判官、1909年に、ベルリンの宮廷裁判所の補助裁判官、1914年に、宮廷裁判所裁判官となった。1918年に、ライヒ司法部に勤務し、枢密顧問官、上申官となった。1920年に、ライヒ司法省の理事官、1927年に、部長、1931年に次官、1938年に、ヒトラーの指示により、ナチスに加入した。1941年に、ライヒ司法大臣の代理、1942年に退職した。ニュルンベルク裁判で終身刑となった。1951年に、健康上の理由で、釈放された。元次官としての高額の年金をうけていた。1970年に、デンマークとの国境近くのフレンスブルクで亡くなった⁴⁵⁾。

Das Zurückbehaltungsrecht, 1904.

Das Landarbeiterrecht, 1907.

Das Recht der Neuzeit - vom Weltkrieg zum nationalsozialistischen Staat - ein Führer durch das geltende Recht des Reichs und Preußens von 1914, 1921, 2. A. 1922, 3. A. 1925, 4. A. 1926, 5. A. 1928, 6. A. 1930, 7. A. 1932, 8. A. 1933, 9. A. 1934, 10. A. 1935, 11. A. 1936.

Freiwillige Gerichtsbarkeit (hrsg.) 1928.

Abschied vom BGB, 1937. これと以下の著作は、ナチスの理念による民法典

45) DBE 8 (1998), 662; Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich, 2003, S.538. ブムケの編集した祝賀論文集 Beiträge zum Recht des neuen Deutschland (hrsg. Erwin Bumke), Festschrift, 1936がある。

の改定プランである。

Erläuterungswerk zum Bürgerlichen Gesetzbuch und zum neuen Volksrecht, 1940.

Aktiengesetz (Hg.), 1937, 2. A. 1937, 3. A. 1939.

戦犯となったが、戦後の改定や著作もある。

Handelsgesetzbuch, 1939ff., 2. A. 1950ff., 3. A. 1955ff., 4. A. 1960ff., 5. A. 1973ff.

Das Recht der Gegenwart, 1955, 2. A. 1956, 3. A. 1957; Schlegelberger Franz/
Friedrich Walther J., Das Recht der Gegenwart, 30. A. 2004, 31. A. 2005, 34. A.
2008, 35. A. 2009.

Seeversicherungsrecht, 1960.

Seehandelsrecht, 1959, 2. A. 1964.

Seeversicherungsrecht, 1960.

(e) 最後のライヒ大審院長Erwin Bumke(1874-1945)も、ライヒ司法部の経験者である。1896年に、グライフスヴァルト大学で学位をえた後、エッセンでラント裁判官となり、1907年に、ライヒ司法部の委員会補助員となった。1909年には、枢密政府顧問官、1912年に、上級政府顧問官となり、1914年の第一次世界大戦に遭遇した。戦後の1920年には、新生のライヒ司法省で大臣理事官となり、刑事部門や立法部門の責任者となり、1929年には、ライヒ大審院長となったのである。その後は、司法職にありながら、政治的活動に熱心であり、ヒトラーによって定年を延長してもらったのである。その場合でも、ナチスは、法治国家の外形を繕うことから、特別法によった (Erlaß des Führers und Reichskanzlers über die Verlängerung der Amtszeit des Präsidenten des Reichsgericht v.4.Juli 1939; RGBLI, S.1089)⁴⁶⁾。ナチスの時代に、ライヒ大審院のユダヤ系裁判官が迫害をうけた時に、ブムケがそれに加担したことが知られている⁴⁷⁾。こうしてエリート集団であったライヒ司法部の立法補助者の一部と

46) ブムケについては、【法学上の発見】126頁。特別法についても、その注126参照。ただし、法治国家の外形を取り繕うだけであるから、法の下での平等といった実質は考慮しないのである。法律の外形だけであるから、「法規」実証主義といえる。法が憲法と人権の体系の一部であることを理解せずに、単純に時々議会の多数だけを意味していると誤解・曲解するものである。

その後継者は、ナチスの忠実な下僕となったのである。

2 ライヒ司法部の欠点と現代への影響

(1) 第一次世界大戦後には、ライヒ司法部は、ライヒ司法省(Reichsjustizministerium)に改められた。司法省のトップは、官僚ではなく、政治家となった。以後の司法官は、この新しい体制下で養成されることとなった。しかし、第一次世界大戦の前後で、法曹養成の像に大きな変化はなかった。そこで、司法官の大勢は、ワイマール時代でも帝政時代と変わらなかった。ライヒ大審院の裁判官には、労働者階級の出身者も女性もいなかった。女性裁判官は、ワイマール時代の末に、わずかに登場したのみである。伝統的な裁判官の多くも、ナチスの時代には、法治国家の理念に従うよりも、ナチスに忖度したのである。

以下の(a)は、例外的にナチスに反対する勢力に属したが、大勢は、順応型であった。多くの司法官がナチスに忖度し、迎合的な法解釈に従ったことが批判されている⁴⁸⁾。ライヒ司法省の時代の法曹養成の重大な欠陥は、大勢順応と

47) ライヒ大審院の裁判官であるダヴィットの迫害に対するブムケの態度については、【法学上の発見】172頁。従来の研究では、ほぼ傍観したのみとされるが、実際には、地域のナチスの介入に便乗して、ライヒ大審院内のユダヤ系裁判官の排除を行ったのである。【変容】169頁。

48) リューテルス(Bernd Rüthers, 1930.7.12-)は、その著作、無限定の解釈論(Unbegrenzte Auslegung)において、ナチス的世界観の司法への混入を指摘した。ナチス的な世界観の司法への影響は、立法によって正面から行われただけでなく、一般条項や解釈によっても行われたとする。1968年のハビリタチオン論文が著名である。ナチス期の私法秩序の変遷を検討した無限定の解釈論は、同時期の私法秩序の方法論的な分析である。当時の通説に反対し、実定法に対する裁判官の拘束ではなく(不法な法への拘束)、実定法の限界をこえる手続的方法が、ナチスの不法を可能にしたのであるとする。その意味では、裁判官は、不法な法の犠牲者というだけでなく、不法な解釈への積極的な参与者である。これにつき、独法104号1頁、56頁。

ニュルンベルク法(Die Nürnberger Gesetz, 1935.9.15)のうち、ライヒ市民法や血統保護法のような差別法(Reichsbürgergesetz, Blutschutzgesetz, さらにライヒ国旗

男女差別に現れる。以下の(a)は、その例外である。

(a) H.ドホナーニ (Hans von Dohnanyi, 1902.1.1-1945) は、1902年に、ウィーンで生まれた。父は、ハンガリーの作曲家 Ernst von Dohnányi (1877-1960)、母は、ピアニスト (Elisabeth, geb. Kunwald,離婚) である。1920年からベルリン大学で法律学を学び、1924年に、第一次国家試験に合格し、1925年に、学位 (Der internationale Pachtvertrag und der Anspruch der Tschechoslowakei auf das Pachtgebiet im Hamburger Hafen)。1929年に、第二次国家試験に合格し、ライヒ司法部に勤めた。多くの司法大臣の参与員・参事官をした。1934年に、政府顧問官。司法大臣の Franz Gürtner の知遇をえて、ライヒ大審院長の Bumke の補佐員ともなった。プロイセン・ショックの判決にもかかわった。しかし、ニュルンベルク法に批判的な立場をとったことから、ライプチヒのライヒ大審院判事。政敵となる裁判官をライヒ大審院に隔離することは、しばしば行われた。1939年に、国防軍の司令部で情報部に勤めた。1943年に、ヒトラー暗殺計画に参加したとして逮捕。1944年に、ザクセンハウゼンの強制収容所に移され、敗戦直前に死刑となった⁴⁹⁾。彼は、ユダヤ系法学者、憲法裁判所判事のライプホルツ (Gerhard Leibholz, 1901.11.15-1982.2.19) と義理の兄弟である (それぞれの妻が姉妹であった)。

Die Rechtslage des Deutschen Reichs als Durchgangsland internationaler Waffentransporte, 1925.

(b) K.ドホナーニ (Klaus von Dohnanyi, 1928.6.23-) は、上記のドホナーニの息子である。1928年に、ハンブルクで生まれた。1946年からミュンヘン大学で法律学を学び、1949年に、第一次国家試験に合格、同年に、学位をえて (Die

法 Reichsflaggengesetz) のほか、1935年刑法2条のいわゆる類推法 (Analogienovelle, 刑法の基本理念と健全な民族感情による処罰が可能とする nach gesundem Volksempfinden Bestrafung verdient) や民法138条 (日本民法の90条相当) のような一般条項も利用されたのである。Werle, „Das Gesetz ist Wille und Plan des Führers“ - Reichsgericht und Blutzschutzgesetz, NJW 1995, 1267.

49) DBE 2 (1995), 584; Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich 2003, 116. 顕彰記事がある。NJW 1995, 1259 (Mohr Philipp). GND: 118869566

Grundstücksteilung, Erscheinungsform und Rechtsfolgen nach geltendem Recht)、1950年から51年に、コロンビア大学とスタンフォード大学で学び、1952年に、チュービンゲンのマックス・プランク外国法・国際私法研究所に属し、1953年に、イエール大学で、LL.Bをえた。1957年に、第二次国家試験に合格。ニューヨークの弁護士事務所に勤めた。デトロイトのフォードの工場で研修、その後、ケルンのフォードに勤め、マネージャーもした。1968年に、ドイツの経済省の政務次官(大臣は SPDの Karl Schiller)、1969年に、文化省の政務次官、1972年から74年に、文化大臣、外務省の外交顧問、1981年に、ハンブルク市長などをした。1988年に引退⁵⁰⁾。

Rabel の Das Recht des Warenkaufs, 2. A. 1958 (補助員).

Notenbankkredit an den Staat? 1986.

Das deutsche Wagnis, 1990.

Hamburg und Europa, 1993.

Im Joche des Profits, 1997.

Hat uns Erinnerung das Richtige gelehrt? Eine kritische Betrachtung der "Vergangenheitsbewältigung", 2002.

(2) (a) ライヒの上級審の司法で、女性法律家はまったくの例外的存在である。当初、女性裁判官はおらず、女性が裁判官に任命されたのは、ようやくワイマール期の末のことから、上級審まで進出する機会がなかったからである。唯一の例外は、ワイマール期のライヒ労働裁判所の労働側の名誉裁判官となったK.ミュラーであるが、その経歴も大半は、労働組合の活動である。

下級審では、若干の女性裁判官が、1920年代の末に採用され始めたが、1933年のナチスの政権掌握後、多くは裁判官のキャリアを失うことになった⁵¹⁾。当事者の差別意識もあり、裁判官としても補助職や行政職につくことが多かった。

50) DBE 2 (1995), 69. 顕彰記事がある。FAZ 23. 06. 2003. GND: 117758574. 祖父の作曲家 Ernstについても、DBE 2 (1995), 583. GND: 119110016

Büroangestellte と Junge Kräfte の主筆であった。DBE 7 (1998), 274. GND: 133585360

51) 独法113号124頁以下、【変容】229頁(ワイマール期)。同241頁以下(ナチスの時代)。

女性裁判官が本格的に活躍するのは、第二次世界大戦後にもちこされた。戦後は、ナチスと無関係の法律家が必要とされた。男性法律家の多くは、ナチスの加入者か付和雷同者の経歴をもち、そうでない者は、戦後まで法律職を継続していないことが多かったからである。

(b) K.ミュラー（Katharina Müller, 1887.9.20-1982）は、商人の学習をした後、1907年から販売員となった。1916年から、被用者のキリスト教国民組合運動に携わり、1920年から、女性被用者のキリスト教連盟（Christlicher Verband der weiblichen Büroangestellten）でおもに働いた。1921年に、その議長に選出された。彼女は、ドイツ被用者組合の全国連盟（Gesamtverband Deutscher Angestelltengewerkschaften）の副議長となり、ドイツ組合連盟（Deutscher Gewerkschaftsbund）とキリスト教被用者連盟の国際同盟（Internationaler Bund christlicher Angestelltenverbände）の理事となった。1927年に、新たに設立されたライヒ労働裁判所のただ1人の女性裁判官となった。著書に、Der Angestelltenstand in der deutschen Wirtschaft, 1925 があり、雑誌 Die Handels- und Büroangestellte と Junge Kräfte の主筆であった⁵²⁾。

(3) (a) 現在でも、連邦裁判官の女性の数は少ない。これは前述のような戦前からの負の遺産で、とくに1930年代の女性裁判官の任官数が少ないことによる。1920年代から、女性の法律職への進出が可能となり、1930年代に女性裁判官もみられるようになったが、ナチスの時代に、女性の法律職への就任が制限され、ほぼ禁じられた。そこで、戦後新たに任命された女性裁判官が経験を積んで、上告裁判所にまで進出するには時間がかかったのである⁵³⁾。ただし、着

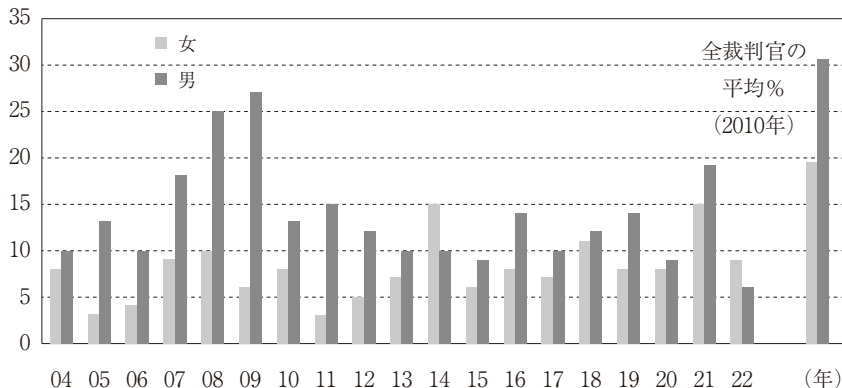
52) DBE 7 (1998), 274; DGB 7 (2004), 284. GND: 133585360); Lobe, Fünfzig Jahre Reichsgericht am 1. Oktober 1929, 1929, S. 436. なお、2022年7月11日は、1922年7月11日に、法律によって、女性が司法職につくことが可能となってから100年目であった。連邦司法大臣の言及があり、女性の進出には多くの障害があり、同権のために闘った勇氣ある女性がいたことを思い起こすべきであり、同等の自由と権利は、天から降ってくるわけではなかったとする。BMJ : ZITAT | 11. JULI 2022 | DR. MARCO BUSCHMANN. 2021年末のショルツ政権の司法相は、男性となった。

53) 拙稿・独法115号34頁。また、ドイツの同率化法の変遷と適用については、独法

実に増加している。

ドイツの連邦裁判官の任命数(男女比)

(人)



下級審では、改善はより速い。2018年の全裁判官の女性比率は、すでに45.74%であり、近時の新規の裁判所試補の採用では50%を超えている。一定の経験期間が必要であることから、連邦の上級審の裁判官でのみ、同率は未達成である。ドイツはヨーロッパの北半分の中では、女性の社会的進出が比較的遅れ、2000年代から男女の30%までの最低比率を旨とした同率化法が適用されてきたが、裁判官や検察官については、もはや不要となっている⁵⁴⁾。

2018年に公的雇用に携わっている者の数を、俸給表ごとにもみると、裁判官と検察官に適用される俸給表Rの者は、2万9500人(連邦で6000人、州で2万5000人)で、大学の教員に適用される俸給表CとWの者は、3万8300人(連邦

115号1頁以下参照。【変容】299頁。

2019年に、2万1340人の裁判官のうち、女性は9761人で、45.74%となる。Bundesamt für Justiz, Richterstatistik 2018, 31. Dezember 2018 (Stand, 15.11.2019). 約10年前の女性比率38%は、ここまで改められた。9年間に7%上昇しており、近時の新規任命数は、ほぼ同数であるから、今日の裁判官の平均数は、ほぼ男女同数であると思われる。

54) 国家試験の合格者や試補の採用では、50%を超えて遜色はない。【変容】347頁以下。

で300人、ラントで3万8000人）である⁵⁵⁾。

(b) 詳細にみると、裁判官総数2万1340人のうち、通常裁判官は1万5488人、行政裁判所に2344人、社会裁判所に1884人、財務裁判所に563人、労働裁判所に930人、連邦特許裁判所に100人、連邦憲法裁判所に16人、軍務裁判所に14人である。刑事裁判官は4580人で、検察官は、5882人である。女性裁判官は、9761人で女性比率は、45.74%であり、社会裁判所では48.7%である。財務裁判所では、35.68%にとどまる⁵⁶⁾。最後のもののみ低いが、同率化法の30%はクリアしている。全体では、10年前の38%がすでに45%を超える状態になっている（2011年には38.8%）。同率は目前である。

また、2018年の検察官は、総数で、5882人、うち女性は2856人で、48.6%である。ほぼ半数に近く、同率の達成率は高い。もっとも、147人の連邦の検察官では、40%にとどまっているが、近時の採用状況から、同率を達成するのは遠いことではない。

3 現代までの変遷

(1) 1900年のドイツ民法典の制定過程から現代までの変遷のうち、重大事項を概観して、本稿のむすびとしよう⁵⁷⁾。詳細については立ち入りえないが、1900年の施行以降も、重大な修正があった。内容的には、1930年代の修正と戦後の復帰、2002年の債務法の現代化法が重要であり、形式的には、1976年の東

55) Statistisches Bundesamt, Statistisches Jahrbuch für Bundesrepublik Deutschland, 2019, S.371. (13.4.2) 13.4.3 Beschäftigte des öffentlichen Dienstes nach Aufgabenbereichen am 30.6.2018. 裁判官について、S.372では、近時の詳細は明らかではなく、総数のみが表示されるにとどまる。数字の明確な2008年では、男女は1万2906人と7195人であった（女性比率35.8%）。なお、俸給表AとBは、官吏と兵士である（現業労働者は俸給表E）。

56) Bundesamt für Justiz, Richterstatistik 2018., 31. Dezember 2018 (Stand,15.11.2019).

57) ドイツ民法の制定過程と発展を19世紀初頭から現代までたどるものとして、近時、Haferkamp, Wege zur Rechtsgeschichte: Das BGB, 2022がある。サヴィニーから2022年の債務法現代化までを対象としている。

ドイツ民法典の成立による分裂と、1990年の再統一による統合が重要事項である。

1871年4月16日の憲法（Art.4 Ziff.13）では、民法領域では、ドレスデン草案と同じく債権法のみが連邦の権原内とされていた。ビスマルク憲法の当初の形である。その後、連邦の立法権限を民法全体に拡大することによって、民法の全領域を対象とする現在の構成が可能となったのである。

1873年12月20日	ラスカー・ミケル法（Lex Miquel-Lasker）は、連邦の民事の立法権限を債務法と商法から、民法全体と商法に対象を拡大
1874年	準備委員会（Vorkommission, L.Goldschmidt）
1874年	第一委員会（Pape, Windscheid）
1888年	第一草案およびその挫折
1890年	第二委員会（Planck, Generalreferent）
1895年10月末	第二草案準備作業の終了
10月7日	連邦参議院の審議の開始（Bundesrat）
1896年1月18日	連邦参議院で、第二草案の可決
3月から2月7日	ライヒ議会で第一読会（Reichstag）
6月12日	ライヒ委員会の審議完了
6月19日から27日	ライヒ議会で第二読会
6月30日から7月1日	ライヒ議会で第三読会。可決
7月14日	連邦参議院で同意。8月24日、成立
1900年	ドイツ民法典（BGB）の発効
1937年	Franz Schlegelbergerの「BGBからの決別」これは、ナチスによる法改変のプログラムである。
1949年	東ドイツ（ドイツ民主共和国）の成立による法分裂
1953年	民法における法統一の回復法（西ドイツ＝ドイツ連邦共和国）
1990年	再統一（東ドイツ民法典1976年、Zivilgesetzbuchの終焉）

	と未解決の財産問題（die offene Vermögensfragen in den neuen Bundesländern）と私有化の課題
1991年	債務法現代化法草案（Abschlußbericht der Kommission zur Überarbeitung des Schuldrechts）
2002年	債務法現代化（Schuldrechtsmodernisierungsgesetz）

（BGBの中間的評価として、Fünfzigjahrfeier des deutschen Bürgerlichen Gesetzbuches, Festakt veranstaltet von den Deutschen Juristischen Fakultäten am 1.Feb.1950 in Köln, 1950がある）

（2）ほぼ同様の形式は、連邦国家のスイスでも繰り返され、まず債権法の領域は、商法とともに、スイス債務法典（1881年）で実現され、その後、民法の全領域に拡大されたのである（スイス民法典1907年）。異なるのは、民法典ができて、形式的には別個の法律として成立し、債務法典は統合されなかったことである（1911年）。これは、債務法典が、商法を含むことから、統合すると、イタリア民法典のような大きな法典となることによる。債務法典が、1815年のドイツ連邦のドレスデン草案（1865年）と普通商法典（ADHGB、1861年）をモデルとしたことから、債務法の部分は、同じくドレスデン草案をモデルとしたドイツ民法債務編とは姉妹規定となっている⁵⁸⁾。

58) スイス法の構成と沿革については、独法102号33頁、112号143頁参照。とくに、102号50頁以下参照。なお、最後に立法史におけるラントの位置づけをみるために、各憲法上のラントの地位の変遷をみよう。ライヒ司法部の立法に関する権限は、当初、連邦参議院に結集した各ラントの委任を基本としていたからである。図3参照。

ドイツ民法とスイス法

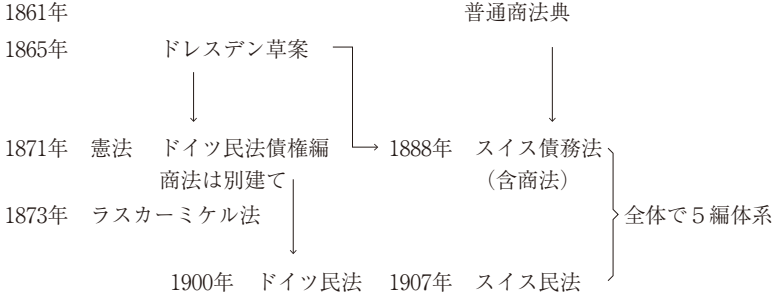


図1 民法典の起草者と起草補助者

BGB起草の委員、補助員

1796 準備委員会

Struckmann①

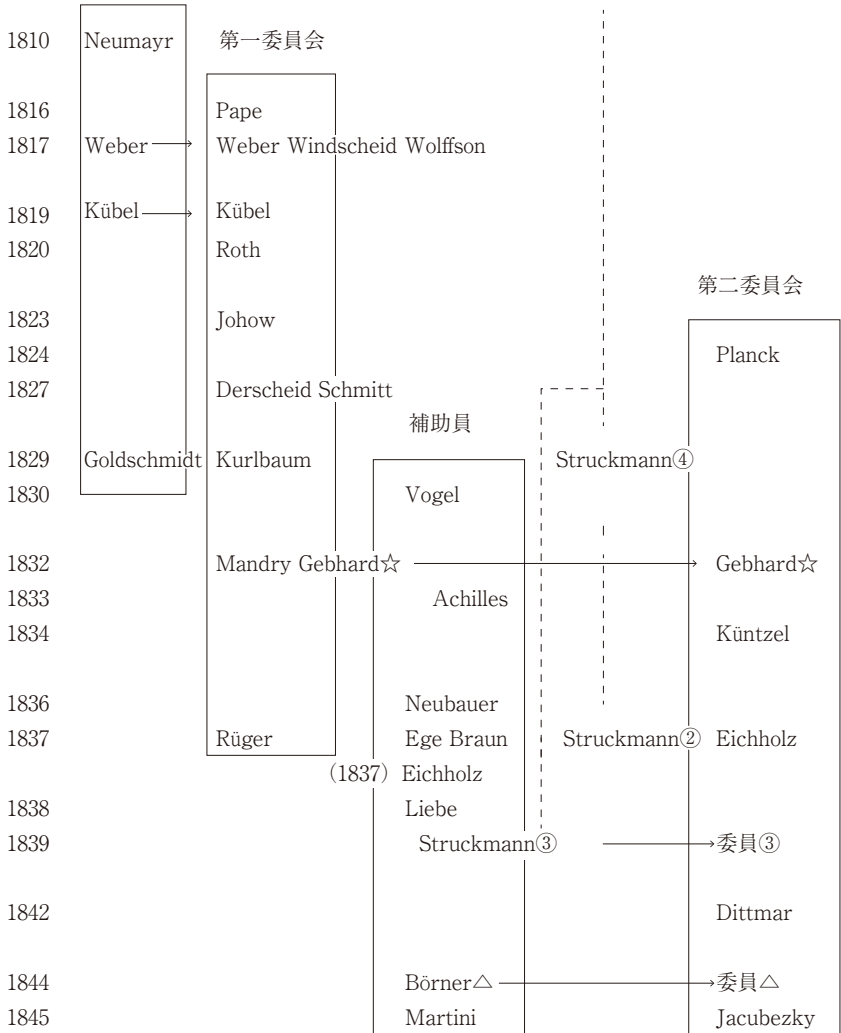
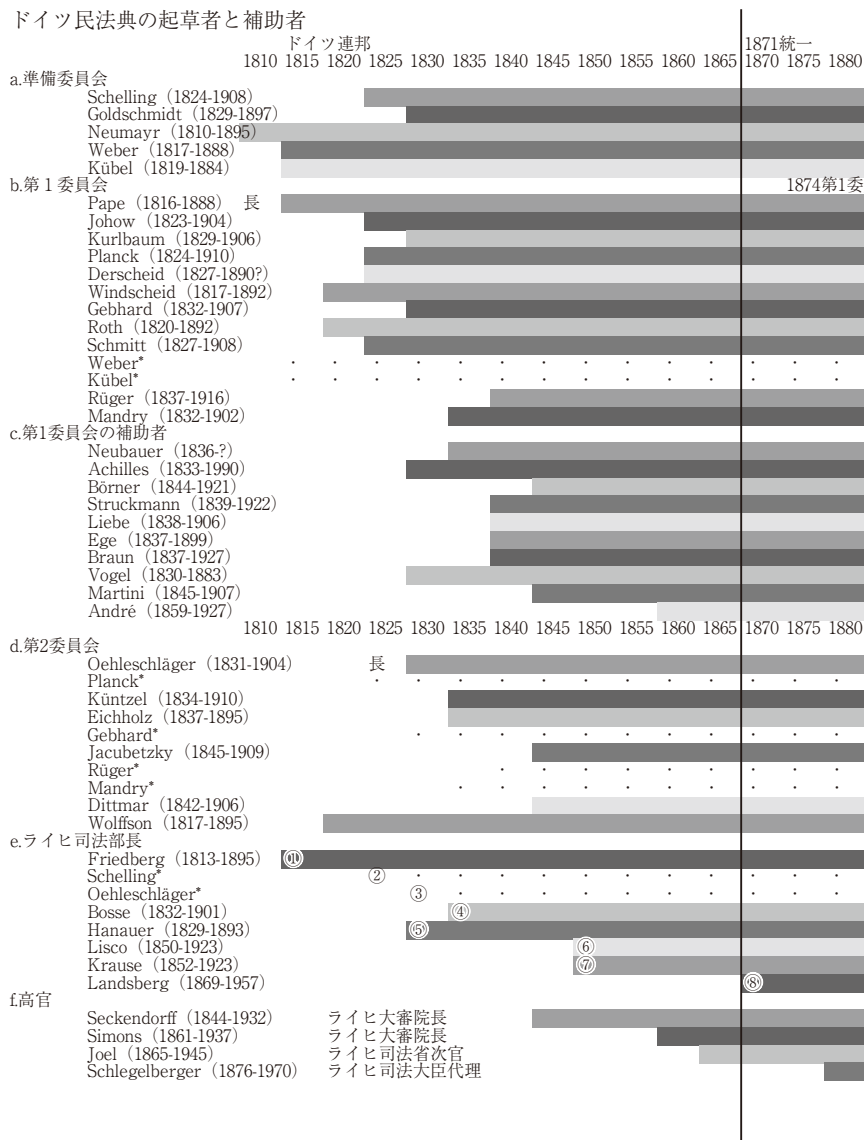


図2 起草補助者

ドイツ民法典の起草者と補助者



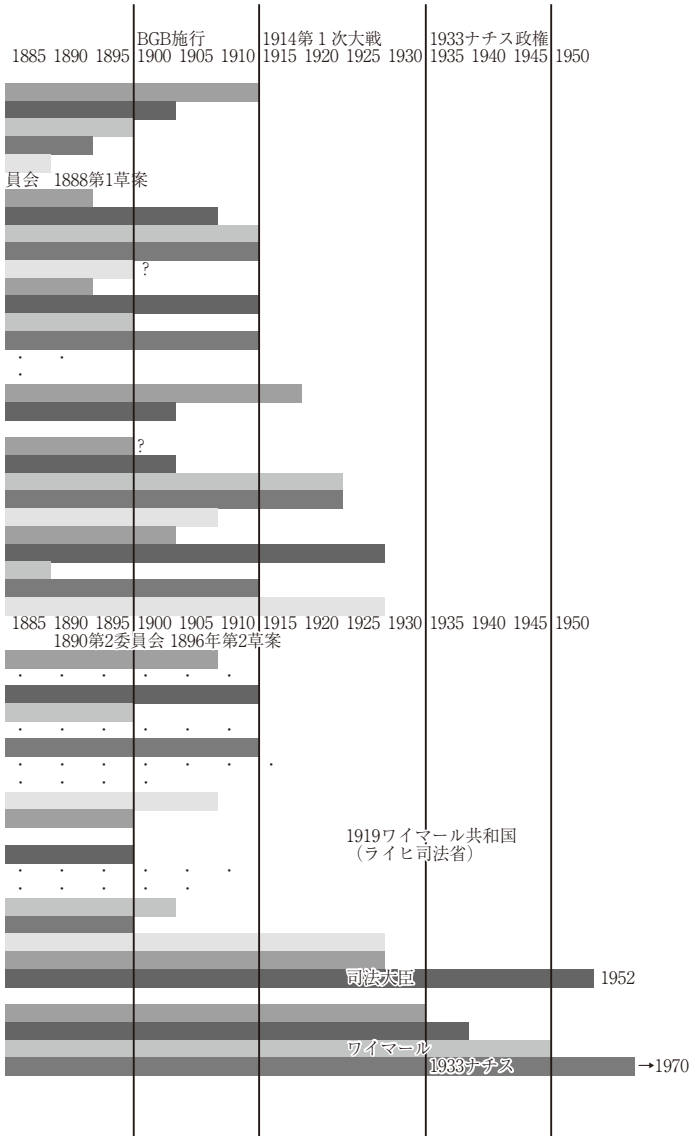


図3 各国の票数の推移

	39 confederation members			25 federal states		
	1815年のドイツ連邦	1848年の憲法	1867年北ドイツ連邦	1871年ドイツ帝国		
オーストリア帝国 (Kaiserreich) *	4 1 empire	40	除外	-		4 kingdoms
プロイセン王国 (Königreich) *	4 5 kingdoms	38	17	王国	17	
バイエルン王国*	4	18	南	王国	6	
ザクセン王国*	4	10	4	王国	4	
ヴュルテンベルク王国	4	10	南	王国	4	
ハノーバー王国*	4	10	p	-		
ヘッセン選帝侯国 (Kurfürstentum) *	3 1 elect-duchy	6	p	-		
バーデン大公国 (Großherzogtum)	3 7 grand duchies	9	南	大公国	3	6 grand duchies
ヘッセン・ダルムシュタット大公国	3	6	1	大公国	3	
ルクセンブルク大公国	3	3	-	-		
6大公国 (上記3国を含む) Mecklenburg-Schwerin	3	4 Mecklenburg-S	2	大公国	2	
Mecklenburg-Strelitz	3	1	1	大公国	1	
Oldenburg	3	2 Oldenburg	1	大公国	1	
Sachsen-Weimar	3	2	1	大公国	1	
10公国 (Herzogtum) は、それぞれ2票 (ホルシュタインのみ3票)						
Braunschweig	2 7 duchies	2 Braunschweig	2	公国	2	5 duchies
Holstein	3	Schleswig-H.	p	-		
Nassau	2	3	p	-		
Sachsen-Altenburg	2	1	1	公国	1	
Sachsen-Hildburghausen	2	-	-	-		
Sachsen-Gotha	2 Sachsen-C-Gotha	1	1	公国	1	
Sachsen-Meiningen	2	1	1	公国	1	
Anhalt-Dessau	2	1 Anhalt	1	公国	1	
Anhalt-Bernburg	2	1	-	-		
Anhalt-Köthen	2	1	-	-		
11侯国 (Fürstentum) は、それぞれ1票	14 principalities					
Sachsen-Coburg	1 Hessen-Homburg	1	-	-		
Schwarzburg-Sondershausen	1	1	1	侯国	1	7 principalities
Schwarzburg-Rudolstadt	1	1	1	侯国	1	
Hohenzollern-Hechingen	1	1	-	-		
Hohenzollern-Sigmaringen	1	1	-	-		
Liechtenstein	1	1	-	-		
Waldeck	1	1	1	侯国	1	
Reuß-Greiz	1 Reuß älterer Linie	1	1	侯国	1	
Reuß-Gera	1 Reuß jüngerer Linie	1	1	侯国	1	
Schaumburg-Lippe	1	1	1	侯国	1	
Lippe	1	1	1	侯国	1	
4自由都市 (Freie Stadt) も、それぞれ一票	Lauenburg	1	-	-		
Lübeck	1 4 free cities	1	1	自由都市	1	3 free cities
Frankfurt am Main	1	1	p	-		
Bremen	1	1	1	自由都市	1	
Hamburg	1	1	1	自由都市	1	
合計	84	合計192	合計43		合計58	
	35国4市		19国3市		22国3市	

1867年のプロイセンの17票は、自分の4票のほか、併合地pの合計 1815年憲法の枠組みの延長。

(ハノーバー4、ヘッセン3、ホルシュタイン3、ナッサウ2、フランクフルト1) 人口割合ではない。

当初の選帝侯は、*のほか、ファルツと、ケルン・トリアー・マインツの3聖界諸侯 1815年にすでに滅亡。

(オーストリアはボヘミア王の資格で、プロイセンはブランデンブルク辺境伯の資格で1票)。

ライヒ大審院 (1879-1945) の所在地、ライプツヒ30票、ベルリン28票。

ボンを首都にする時、ボン200票、フランクフルト176票。

ベルリンに首都機能を移転する時、ベルリン337票、ボン320票。